

## (1) 平成30年第4回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第168号	川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全会一致)
議案第175号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	可決 (全会一致)
議案第176号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	
議案第177号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	

議案審査：12月7日（金）文教委員会

### ◆議案第168号

〈質疑・答弁〉

●過去の事務上のミスを修正する必要がある、中部学校給食センターの位置の表示を変更するため条例を一部改正するものであるが、委員会における提出予定議案の説明時に詳しい理由を明示するべきことに対する見解について

○文教委員会委員には、議案の審査前に条例を一部改正する詳しい理由について説明を行うべきと考え、委員会における提出予定議案の説明の後、個別に詳しい説明を行ったが、指摘については真摯に受け止め、今後は適切な対応を行ってまいりたい。

〈意見〉

・当該議案の審査前の委員会における提出予定議案の説明時又は審査当日の補足説明時に条例を一部改正する詳しい理由についての資料の提出があつてしかるべきと考えるため、今後は適切な対応を行ってほしい。

〈審査結果〉

全会一致可決

### ◆議案第175、176、177号

〈一括審査の理由〉

いずれも学校給食センター整備に関する内容であるので、3件を一括して審査

〈質疑・答弁〉

なし

〈審査結果〉

全会一致可決

(2) 平成30年第4回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	本間議員	出勤情報登録の実態調査の実施について	4
			川崎市教育文化会館の機能移転について	4
			いじめの対応について	5
	公明党	浜田議員	体育館への灯油型発電機の設置状況と稼働可能日数について	8
			体育館の冷房化について	8
			LINEを活用したいじめ相談について	8
			通学路への防犯カメラの設置について	9
	みらい	露木議員	放課後等デイサービス事業のガイドライン整備後の対応について	11
			医療的ケアの必要な児童への支援について	11
			川崎市スポーツ協会への委託事業について	12
			市民館分館で期日前投票所を開設することの可能性について	14
			若年層の投票率の状況を鑑みた主権者教育のあり方等の改善について	14
	共産党	片柳議員	学校へのエアコン設置について	16
			就学援助事業について	16
			学校給食の無償化について	17
			教員の定数増について	18
			給食業務の公会計化について	18
			西丸子小・小杉小の児童数推計、計画の見直しについて	19

## ② 一般質問

	質問日	委員名	内 容	頁
一 般 質 問	12月14日	河野議員	通学路等の安全対策について	20
		飯塚議員	那覇市虎瀬公園の佐藤惣之助詩歌碑の首里城への移設について	21
		井口議員	図書館分館の整備について	22
		老沼議員	川崎市農業振興計画について	23
		田村議員	英語教育（フォニックス）について	24
		勝又議員	再生可能エネルギーの普及促進について	25
	通学路の安全対策について		26	
	12月17日	青木議員	学校のトイレ洋式化について	28
		石田議員	学校施設の空調設備について	28
		矢沢議員	学校給食における市内産農産物の使用状況について	29
		渡辺議員	香害について	30
	12月18日	末永議員	家庭教育支援の取組について	32
			本市小中学校給食廃棄物の有効利用について	33
		押本議員	公園でのルール作りのガイドラインについて	35
		大庭議員	市立高校の居場所づくりについて	36
		原議員	小杉小学校について	37
		菅原議員	平和施策について	38
		廣田議員	文化財及び民俗芸能について	39
		月本議員	光触媒の活用について	40
	12月19日	山崎議員	西生田中学校におけるガスバルクについて	41
		岩隈議員	市立高等学校改革推進計画について	42
			教育委員会の不祥事について	43
		片柳議員	教育文化会館、労働会館について	44
		山田議員	学校施設の安全対策について	45
		織田議員	特別支援学校の高等部への進学について	46
		沼沢議員	公園の注意看板について	48

## ■ 代表質問（12月5日）自民党 ■

### ◆出勤情報登録の実態調査の実施について

#### ◎質問

出勤情報登録の実態調査に関する報告について伺います。

今回の対象は、市長事務部局に限定した調査でしたが、上下水道局、病院局、交通局、教育委員会等も服務規定に基づき、登録しなければならないと考えますが、実態調査の実施について見解を伺います。

#### ◎答弁

教育委員会におきまして、平成29年度における出勤情報の登録状況について確認を行ったところ、一部において、出勤記録管理者等による「出」の処理を行った事例があることが判明いたしました。

「出」の処理を行った件数が多かった市立学校教職員につきましては、県費負担教職員の市費移管に伴い、昨年4月にICカードによる出勤情報登録が開始となったことや、児童生徒の登校時の見守り等の対応を行うこと、勤務開始時間前の児童生徒の欠席や緊急な連絡により慌ただしい対応を余儀なくされることなど、出勤情報登録の徹底が難しい状況にあったものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、川崎市教育委員会職員服務規程に基づき、職員が出勤したときは、「職員情報システムにおける出退勤情報の登録を自ら川崎市職員ICカードにより行わなければならない。」とされているところでございますので、今後も引き続き、出勤情報登録が適切に行われるよう周知徹底するとともに、「出」の回数が特に多かった事例につきましては、必要に応じてその原因を把握した上で注意喚起するとともに、再発防止に努めてまいります。

### ◆川崎市教育文化会館の機能移転について

#### ◎質問

川崎市教育文化会館の機能移転について伺います。

川崎区の市民館機能については、教育文化会館が担ってきましたが、老朽化に伴い、その機能が労働会館に移転されます。8月以降に川崎区在住者、在勤・在学の方を対象に意見交換会を実施したとのことですが、出された意見をどのように受け止めているのか伺います。

会議やセミナー、舞台、ダンスなど多目的に活用してきた教育文化会館6階の大会議室に代わるスペースを労働会館にも確保して欲しいとの声が多く寄せられています。改装にあたっては、使い勝手の良い多目的施設とする必要ですが、どの程度の規模の改装を想定しているのか伺います。

#### ◎答弁

はじめに、意見交換会につきましては、川崎区における新たな市民館が市民の生涯学習推進の場となり、使いやすく、利用者間の交流が生まれる施設となるよう、幅広い御意見をいただくことを目的として開催したものでございます。

全4回の意見交換会では、市民が気軽に心地よく利用できる施設となることや、限られたスペースを有効に活用していくことなどの御意見を多くいただきましたことから、再整備に向けたコンセプトを「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」としたものでございます。

引き続き、これらの御意見を踏まえた検討を進め、今年度中を目途に移転に関する基本構想をとりまとめたいと存じます。

次に、施設の改修につきましては、同一建物内への市民館機能と労働会館機能の複合化により、

今までよりも多様な利用が想定されますことから、会議やセミナー、ダンスなど、誰もが使いやすく、より多くの交流、賑わいが生まれてくる施設となるよう、現在の諸室の利用状況や、建物の状況などを踏まえた整備を検討してまいります。

## ◆いじめの対応について

### ◎質問

次に、いじめの対応について伺います。

先日、小中学校における児童生徒の問題行動の状況調査結果が公表されました。平成29年度の小学校でのいじめ認知件数は、1,923件で前年比758件の増加でありました。いじめ解消率は小中学校合わせて75.0%であり、前年の84.6%から9.6ポイントの減少となりました。いじめは、どの学校でも集団においておこる問題であり、絶対に許すことはできません。

本市では平成25年に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき「川崎市いじめ防止基本方針」が策定されておりますが、方針に鑑み今回の状況調査結果をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

### ◎答弁

「川崎市いじめ防止基本方針」におきましては、いじめは、どの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめ防止の基本理念として「いじめは絶対に許されない行為である」という姿勢を貫くとともに、いじめられている児童生徒の救済を第一として対応することとしております。

「いじめ防止対策推進法」では、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているのであれば、いじめとして認知することとしております。各学校では、この定義を十分に理解し、「冷やかし、からかい」等も含めていじめを積極的に認知した結果が、平成29年度はいじめの認知件数に反映されているものと考えております。

いじめの解消につきましては、国の「いじめ解消の定義」により、「心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続しており、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないか確認すること」となっております。

「解消している」状態ではない事案につきましても、各学校は、丁寧かつ慎重に対応しているところでございますが、事案によっては、その原因や背景等が複雑化しており、多くの時間をかけながら、解消に向けて取り組んでいるところでございます。

今後も、学校において、いじめの初期段階で迅速かつ丁寧に対応するとともに、いじめが解消したと判断した後も、引き続き注意深く、児童生徒の様子を見守ってまいります。

### ◎質問

調査結果では、いじめ認知件数は、小中学校共に増加しておりますが、いじめ認知は特定の教職員のみによることなく、各学校に設置されている「校内いじめ防止対策会議」が活用されておりますが、活用状況について伺います。併せて、区・教育担当、スクールソーシャルワーカーの取組状況について伺います。

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態把握や措置が適正に行われているかどうかの評価は誰がどのように行うのか伺います。

### ◎答弁

各学校では、「川崎市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ効果的に行うため、「校内いじめ防止対策会議」を全ての市立学校において設置しているところでございます。

この「対策会議」は、管理職、教務主任、学年主任、児童支援コーディネーター、児童生徒指導担当教諭等で構成されており、いじめ防止等の取組の中核となる組織でございます。

「対策会議」には、教職員がいじめの兆候等を発見した場合や、児童生徒からの訴えがあった際の相談・通報の窓口としての役割がございます。事案によっては、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えた「校内いじめ対策ケース会議」を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、関係のある児童生徒への事実関係の聴き取りや保護者との連携等、組織的に対応し、問題解消に向けて取り組んでおります。

また、「対策会議」では、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルにより検証し、適切な対応ができなかった事案につきましては、見直しを行っているところでございます。

区・教育担当の取組といたしましては、各学校からのいじめ認知の報告を受けた時には、学校に必要な支援や指導を行うとともに、事案によっては、児童生徒からの聴き取りや保護者面談等を行い、事案についての情報収集に努め、学校に対して適切な助言を行っております。

また、年度初めのオリエンテーション訪問で、各学校の「いじめ防止基本方針」や「対策会議」の設置状況等について確認するとともに、年度末に行っている学校評価等を通して、いじめ防止等の取組について把握し、適宜、指導や助言を行っております。

スクールソーシャルワーカーの取組といたしましては、区・教育担当に各学校から要請があった場合に派遣され、事案によっては、保護者との面談や、ケース会議に参加し、社会福祉の視点で助言をする等、学校や保護者及び関係機関との橋渡しの役割を果たしながら、問題解消に向けて支援を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、毎年、いじめ問題に係る42項目にわたる点検、及び11項目にわたる調査を行い、各学校において適切な取組が行われているか、確認しているところでございます。

また、毎年6月から7月の任意の1か月間に各学校で実施している「児童生徒指導点検強化月間」におきましては、いじめを含めた学校生活アンケート等による児童生徒への実態調査を行っており、この結果につきましては、横浜地方法務局、神奈川県警察本部、こども家庭センター、市民オンブズマン事務局等の関係機関、及び学校、教育委員会事務局で構成される「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」において報告し、本市の現状について、ご意見をいただいているところでございます。

さらに、毎年2月に各学校で実施している「学校体制振り返り月間」におきまして、いじめ防止等のための校内体制については、7項目にわたる点検事項を設け、課題の発見及びその改善・充実を図っているところでございます。

## ◎質問

いじめの態様別認知件数中、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる件数が小中学校共に増加しております。スマホ等の取扱いについて学校での取り決め及び使用方法についてはどのような取組が行われているのか伺います。

また、スマホ等を介在して、保護者と教員、児童生徒と教員の関係でいくつかの事件が発生しておりますが、情報モラルに関して、これまでの状況及びその見解と取組について伺います。

## ◎答弁

本市におきましては、学校の教育活動に必要なものは持ち込まないことを原則としておりますので、スマートフォン等につきましても、小学校及び中学校では原則持ち込まない取り扱いとしております。

近年、スマートフォン等の所持率が増加している現状から、ネット上のいじめなどへの対応といたしまして、スマートフォン等の取り扱いを含めた情報モラル教育の充実を図ることは喫緊の

課題と認識しており、各学校の実態に応じて取り組んでいるところでございます。

具体的には、他人への影響を考えて行動する日常的なモラルを育むことや、情報が公開され記録が残るとともに、相手が見えないことから言葉の誤解が起きるインターネットの特性を理解させることで、児童生徒の判断力の育成に取り組んでいるところでございます。

また、教員が情報モラル教育の指導力を高めるとともに、教員自身の情報モラルを高める研修を行っているところでございます。初任者・新任校長・新任教頭・新任教務主任には、情報モラルに係る研修を必須としております。その他、学校からの研修の要請にも積極的に対応しているところでございます。

さらに、児童生徒への情報モラル教育の指導や、教員自身の情報モラルを高めるために、「5分でわかる情報教育Q&A」を作成し、初任者や情報教育担当教員等に配布するとともに、保護者への情報モラルの啓発といたしまして、「川崎市版保護者向けインターネットガイド」を各家庭に配布し、家庭でも情報モラルへの関心を高め、スマートフォン等の扱いに関わるルール作りなどに取り組めるようにしているところでございます。

今後につきましても、学校や家庭、地域が連携し、教職員の情報モラルの向上を図るとともに、児童生徒が情報社会をよりよく生きるための判断力を育成する取組を進めてまいります。

## ■ 代表質問（12月5日）公明党 ■

### ◆体育館への灯油型発電機の設置状況と稼働可能日数について

#### ◎質問

避難所となる体育館に整備されている灯油型発電機について、設置状況と稼働可能日数を伺います。

#### ◎答弁

現在、学校の防災機能の向上を目的として、市立学校に灯油式発電機を始めとする自家発電設備の設置を進めており、今年度末までに166校、来年度には、計画している全172校での設置が完了する予定となっております。

灯油式発電機は、体育館の夜間照明として水銀灯15基分のほか、ノートパソコン1台分、携帯電話10台分、テレビ1台分を同時に使用した場合、1回の給油で3日分の電力が確保できる能力を有するものでございます。

### ◆体育館の冷房化について

#### ◎質問

避難所となる体育館の冷房化について、起債が認められ、国庫補助も補正予算で確保されました。熱中症での死亡事故も起きていることから整備を進めるべきと考えますが、見解と取組を伺います。

#### ◎答弁

これまで学校施設につきましては、学校教育における児童生徒の使用だけでなく、災害時に避難所として重要な役割を担っていることから、関係局と連携しながら防災機能の強化に努めてきたところでございます。

体育館の空調設備の整備につきましては、この夏の気温上昇を受け、国も教室への空調設置を中心に、国庫補助制度による地方への支援に乗り出しており、本市といたしましても、既存の体育館への空調設備の設置に係る課題等を整理し、関係局と協議するとともに、国や他都市の動向を注視してまいります。

### ◆LINEを活用したいじめ相談について

#### ◎質問

いじめなどの悩みを子どもが相談しやすいように、国の補助を受けてのSNSを活用した相談事業が、今年度は予定も含めて27自治体で実施されています。子どもの命を守る効果的な取組であることから、今後、SNS活用の相談体制を構築すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

#### ◎答弁（市長答弁）

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は重要なことと考えております。

本年度、本市にも協力依頼があった神奈川県他、いくつかの自治体がSNSを活用したいじめ相談の実証事業を行い、結果を公表しております。

これらの結果を踏まえるとともに、都道府県の枠組みを超えるような広域的な相談体制構築の可能性も含めた国の動向を注視しながら、SNSを活用したいじめ相談の成果や特徴、課題などについて、引き続き調査研究する必要があると考えております。

## ◎質問

県では9月に2週間、試行的にいじめ相談を受け付け、本市の中学2校、高校1校が選定されました。報告内容と今後の対応について伺います。

## ◎答弁

神奈川県教育委員会の試行実施の結果につきましては、県教育委員会の発表によると、本年9月の2週間で、登録者数669人、相談件数が183件、相談者の実人数が131人とのことでした。

相談者の実人数131人のうち、1回だけの相談者が100人、複数回の相談者は31人でした。その主な相談内容は、いじめに関する内容が27.9%、交友関係や性格の悩みといったいじめ以外の内容が72.1%となっており、緊急な対応が求められるような深刻な事案はありませんでした。

県の分析では、特徴といたしまして、相談者は高い満足感を得ていたこと、電話相談に比べてSNSは相談しやすかったという相談者が多かったこと、多様な相談内容があったこと、相談内容が可視化できることが挙げられております。

また、課題といたしましては、県内対象者の5万8千人のうち、相談件数が183件にとどまったこと、スキルを身につけた相談員の配置が必要であること、相談に要する費用が高くてしまうこと、SNS相談から電話への切り替えは難しいため、緊急性の高い事案の場合の対応方法を検討する必要があることが挙げられております。

今後の対応につきましては、国の動向や、これまでに実施した神奈川県及び、他の自治体の状況を注視しながら、SNSを活用したいじめ相談の特徴や課題について、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

## ◆通学路への防犯カメラの設置について

### ◎質問

防犯カメラの設置についてです。

児童・生徒が犯罪に巻き込まれるケースが全国で多発していることから、安全対策を強化するため、通学路への防犯カメラの設置が求められています。

東京都では、3年間で全ての小学校の通学路に1校当たり5か所、合計6,500台の防犯カメラが設置されました。防犯カメラの設置で児童にとって安全・安心な通学路が確保されることは明らかであり、本市もスピード感をもって整備すべきですが、効果的な手法の検討状況、関係局との連携、予算要望など、現状と今後の取組を伺います。

関連して、既に設置されている防犯カメラの情報が、警察や学校、行政、地域関係団体間で共有されていないようです。登下校防犯プランにおける緊急合同点検対象校の合同点検を早期に完了すべきです。現状と今後の対応を伺います。

### ◎答弁

はじめに、本市の防犯カメラ設置の現状につきましては、地域の安全・安心なまちづくりを目的に、町内会・自治会、商店街などにおいて、設置補助金等を活用しながら防犯カメラの設置が進められており、通学路上には、平成28年度、総設置台数26台のうち17台、平成29年度、総設置台数60台のうち36台、合計53台が設置されているところでございます。

防犯カメラにつきましては、設置場所の確保や設置にあたっての近隣住民の理解、プライバシーの保護等管理上の課題があると認識しておりますが、犯罪の抑止力を含め、安全・安心なまちづくりに、効果的であると考えているところでございますので、今後、通学路の安全確保の観点から、警察や関係局等へ働きかけてまいります。

次に、登下校防犯プランにつきましては、文部科学省や警察庁など関係省庁により、登下校時の児童生徒の安全確保のための対策が協議され、総合的な防犯対策としてとりまとめられたところでございます。

このプランでは、登下校時の安全確保を図るため、防犯の観点から、教育委員会が、学校や警察、PTA代表等と連携しながら緊急合同点検を実施することとされており、その中で通学路上の防犯カメラの設置状況についても確認を行っているところでございます。

今後も、緊急合同点検を実施するとともに、防犯カメラの設置要望を含めた点検結果については、警察や関係局区で構成する「通学路安全対策会議」の中での情報共有や、関係機関等への働きかけを行い、登下校における児童生徒の安全確保に取り組んでまいります。

## ■ 代表質問（12月6日）みらい ■

### ◆放課後等デイサービス事業のガイドライン整備後の対応について

#### ◎質問

文科省と厚労省は、放課後等デイサービスなどの療育施設と学校の連携強化の一環として、個別の教育支援計画の作成に対して、学校と事業者との連携を求めて学校教育法施行規則を改定しました。わが会派は国の動向を先取りする形で「学校と事業者の連携」を提案し、この9月に健康福祉局が「放課後等デイサービス事業のガイドライン」を整備したところです。

このガイドラインの整備を受けて「速やかに教育委員会も支援のあり方を検討する」との答弁を頂いております。

その後の教育委員会の対応について伺います。

#### ◎答弁

学校に対しては、本年10月に開催された特別支援学級担当者会等において、保護者の同意のもとに、学校と事業所等との間で、児童生徒の様子を送迎時に情報交換するとともに、学校行事等の機会を捉えて、事業所等の職員が児童生徒の様子を参観することができるよう案内するなど、学校と事業所等との切れ目のない連携について提示したところでございます。これらに加え、すでに「個別の教育支援計画」の指導目標等を共有した連携を実践している学校もございます。

今後、教育委員会といたしましては、ガイドラインで示されている学校と事業所等との役割分担や、児童支援コーディネーター等による学校窓口の明確化、送迎時の対応等について「特別支援学級担任のためのハンドブック」等を活用するなど、より一層学校に周知を図ってまいります。

また、保護者の同意のもと、学校が作成する「個別の教育支援計画」と事業所等が作成する「個別支援計画」とが連続した支援計画になるような方向性について、教育委員会と健康福祉局において定期的な連絡調整の場を設定し、早急に結論が出せるよう検討してまいります。

### ◆医療的ケアの必要な児童への支援について

#### ◎質問

医療的ケアの必要な児童への支援について伺います。

本年6月から、一人一人の医療的ケアの状況に応じた看護師の訪問ができるよう、30分を単位とし、1日に必要な回数を実施し、週最大5日までニーズに応じた日数の訪問ができるように制度改正がなされました。さらに、訪問看護ステーションによる対応が困難な場合には、例外として非常勤看護師の配置を行うことになりました。

中原区と宮前区の小学校に通う二人の医療的ケアが必要な児童には、この非常勤看護師で対応がなされております。

ところが、残念なことに、一人の看護師が12月いっぱい、もう一人の看護師が来年3月末で退職の意向を示し、すでに、教育委員会のホームページなどで後任看護師の募集が行われております。

それぞれの看護師が退職の意向を示すに至った経過と原因について、さらに課題の改善方法について教育長に伺います。

#### ◎答弁（教育長答弁）

非常勤看護師である「看護介助員」二人が退職の意向を示すに至ったことにつきましては、残念に思っております。

今年度初めて非常勤嘱託員として任用した「看護介助員」につきましては、実際に学校に勤務を始めてから、当初想定した任用条件と、勤務時間や休憩時間などにおいて勤務の実態が合わな

いことや、1日児童生徒に付添って医療的ケアを行うことの難しさなどの課題があることが明らかになり、重く受け止めております。

「看護介助員」は、一人で児童生徒に付添って医療的ケアを行うため、常に準備を整えておく必要がある状況の中で、職責を果たされてきたものと認識しておりますが、任用後1年以内に二人が退職の意向を示した事態を受け、勤務上の課題等を整理する必要があると考えておりますので、現在、関係局と協議しているところでございます。

## ◆川崎市スポーツ協会への委託事業について

### ◎質問

次に、教育委員会職員による不祥事について伺います。

11月26日に報道発表された教育委員会事務局職員による領収書の付け替え、不正経理については、9月の決算審査特別委員会文教分科会にて我が会派の調査により判明した事案です。

文教分科会では、教育委員会から川崎市スポーツ協会への委託事業に関して、職員が事業完了届を確認していなかったこと、目的外の予算支出があったことまで調査で明らかになりましたが、その後の領収書の付け替えについては確認が取れていませんでした。平成29年度決算の認定に関わる事案であることから、調査を継続し文教委員会へ詳細を報告することを求め、教育委員会も了解していました。しかしながら、この度、突然、報道発表で詳細を公表しました。なぜ、議会での調査案件を文教委員会への報告もなく報道発表されたのか事実関係を伺います。

今回の不祥事は、平成29年度の議会の決算認定を形がい化する事案であるとともに、局内のコンプライアンス欠如が招いた結果であると指摘せざるを得ません。本案件を調査していた初期段階では、スポーツ協会がノウハウを持っていること、人件費等の単価が安価であることなど肯定的な説明があったところですが、教育委員会からの説明は結果として虚偽であったことが判明しました。

教育委員会の職員からスポーツ協会の職員へ領収証の付け替えが複数回繰り返されたわけですが、新聞報道によると「事業費の転用」というあたかも軽微なミスであるとの印象を受けます。報道への記者会見ではどのような説明をしたのか伺います。

また、今回の不祥事の原因を教育委員会としてどのように受け止めているのか伺います。

当該職員を含む職員の処分については、文書訓告等となっています。公金・税金の私的な流用がなかったとはいえ、複数回に上る領収証の付け替えが、教育委員会OBが複数名在籍しているスポーツ協会との間で行われていたことは、教育委員会の「処分量定の標準」に照らし合わせても、虚偽報告、非行の隠ぺい黙認など、懲戒処分に該当すると考えられます。教育長からは、当該職員には悪意がなかったとの説明がありましたが、悪意がなかったのであれば、これまでの議会への調査に対する虚偽の説明や杜撰な随意契約の実態が許されるものではありません。また、当初からこの随意契約については余剰金が出ることを見込んで領収書を付け替えたとの説明を受けています。さらに、議員の指摘がなければ見過ごされていた案件です。今回の処分については、再度見直すべきであると考えます。対応を伺います。

### ◎答弁

はじめに、本委託事業におきまして、他事業に係る費用を当該委託料から支払いしていたことが判明いたしました。このことは、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

委託事業につきましては、先の第3回市議会定例会の調査審議の過程におきまして、一部疑義が生じていることが判明いたしましたので、現在調査中であること等をお答えさせていただいたところでございます。

また、その調査につきましては、関係者へのヒアリング等を実施し、できる限り早期に公表す

る必要があるとの認識を持っておりましたので、調査結果が明らかになり次第、速やかに、関係職員への処分を行うとともに、市議会正副議長及び文教委員会の委員への情報提供を行ったのち、同日中に、報道機関へ公表したところでございます。本来、市議会開会前の文教委員会でご報告すべきことができなかつた点につきましては、お詫びするとともに、今後、速やかに文教委員会へ報告させていただきたいと考えております。

次に、報道機関への説明内容につきましては、スポーツ協会への委託業務において、他事業の費用である記念誌の印刷費用及び代車借上費用を、本来であれば、当該委託料を減額するとともに、別途、これらの費用を予算建てし、支出すべきところ、当該委託料から支払っていたことが判明したこと、公正な職務の執行に対して、市民の皆様の公務への信頼を失わせしめる行為であり、大変申し訳ないと考えていること、今後、このようなことが起こることのないよう、職員に対し法令順守の徹底を図るとともに、再発防止に努めていくこと等を説明したところでございます。

次に、本事案についての教育委員会としての見解でございますが、本事案は、当時の担当職員が、本事業に係る契約形態が、精算を要しない確定払いであったことから、講師謝礼等の余剰分を、記念誌の印刷費用や代車費用に充てようと安易に考えてしまったこと、担当課内におきましても、適切なチェック機能が働いていなかったこと、教育委員会事務局OBが在籍しているスポーツ協会も担当課からの支払い要請に安易に應じてしまったことが、主な原因であると考えているところでございます。

教育委員会といたしましても、公正な職務の執行に対して、市民の皆様の公務への信頼を失わせしめる、事務処理として不適切な行為であり、深刻な問題であると考えております。

次に、処分につきましては、懲戒処分には至らないものと総合的に判断したものの、当該職員の行為が、職務の公正な執行に対する市民の皆様の信頼を失わせしめる不適切な行為であり、教育委員会事務局として大変重く受け止めているところでございます。

このたびの事案は、職員個人の問題だけではなく、組織のガバナンスの問題でもあると認識しておりますので、今後、このようなことが二度と起こることのないよう、局全体において組織マネジメントの強化とコンプライアンスの徹底を図り、再発防止に全力で努めてまいります。

#### ◎再質問

教育委員会の不祥事に関連して教育次長に伺います。

今回の領収証の付け替え、不正経理の背景には、教育次長が答弁された通り、教育委員会と教育委員会OBが再就職している川崎市スポーツ協会との慣れ合いから発生した事案です。

市職員の処分については一過性のものであり、本質的な改善が必要です。今後、スポーツ協会から人材を求められても教育委員会の職員はスポーツ協会へ再就職することを自粛すべきです。

教育委員会の見解を伺います。

#### ◎答 弁

退職職員の再就職につきましては、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき行っているところでございますが、このたびの事案は、公務に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、教育委員会事務局として大変重く受け止めておりますので、定年退職予定者に対し、今回の事案を踏まえ注意を促した上で再就職の意向を決定してもらうとともに、退職後においても市民の信頼を損なわないよう公正な行動に努めることを強く要請してまいります。

## ◆市民館分館で期日前投票所を開設することの可能性について

### ◎質問

次に、期日前投票について伺います。

期日前投票率については、投票所が各区役所及び出張所に開設され、特に、昨年の選挙においては台風接近の影響もあり、全投票数の33%を占め、期日前投票の認知度向上とともに増加していることから期日前投票所の増設は、投票率向上に効果があると考えます。他都市では、駅に直結する商業施設や、駅構内、大型団地の集会所等、利便性を考慮した場所で期日前投票所を開設するなどし、投票率の向上に努めています。

本市では、セキュリティ性の高いネットワーク回線「イントラネット」を導入していることから、市民館や図書館など開設可能な施設は限られるということですが、例えば、溝の口駅前のショッピングモール上階にある高津市民館や、各区の市民館分館、延べ床面積の比較的広く、駅に近接する鷺沼や菅の行政サービスコーナーなど、イントラネットで繋がっている行政施設に期日前投票所を増設し、投票率の向上を目指すべきと考えます。そこで、行政サービスコーナーや市民館分館で期日前投票所を開設することの可能性について、それらを所管する教育次長と市民文化局長に見解を伺います。

### ◎答弁

市民館及び分館等につきましては、会議室等の使用を希望する利用者の予約が、使用月の4か月前には確定されている場合がございますことから、投票日の決定時には、既に先行して予約をいただいている可能性がございます。

市民館分館に期日前投票所を設置する場合には、その期間に既に予約をされている利用者との調整を要することや、諸室を多く有しない状況の中、一定期間、一般利用の範囲が変更となることなどについて、幅広い市民の皆様の御理解を得ていく必要がある場合がございます。

また、施設設備や利用者の状況等が各館で異なっておりますので、それぞれの分館ごとに、期日前投票所設置の可能性につきまして、関係局区で協議をしていく必要があるものと考えております。

## ◆若年層の投票率の状況を鑑みた主権者教育のあり方等の改善について

### ◎質問

平成28年の参議院議員選挙での18歳投票率が全年齢の平均よりも5ポイント以上高かったにも関わらず、その後伸び悩んでいる状況を鑑み、主権者教育のあり方や対象年齢の拡大など改善が必要と考えますが、教育長に伺います。

### ◎答弁（教育長答弁）

主権者教育におきましては、社会の中で自立し、他者と連携・協働して主体的に課題を解決する力を身に付けさせることが必要であると考えております。

各学校では、これまで、地域や社会への関心と、その一員としての自覚を高めるために、小学校段階から、特別活動におきまして、学級や学校をよりよくするために自分にできることを考え実践する活動や、総合的な学習の時間におきまして、地域と連携した活動等に取り組んでおります。これらの取組の推進におきましては、教員の研修の場の設定や政治的中立性の確保が重要であると考えております。

本市といたしましては、平成28年4月に教員向け「主権者教育の手引き」を配布し、平成28年5月から主権者教育担当者会、平成28年8月から主権者教育研修会を毎年開催しております。担当者会や研修会では、手引きの活用を踏まえて意見交換し、授業例を考える活動にも生か

しております。また、平成28年度には主権者教育研究会議、平成29年度には高校教育研究会議を総合教育センターに設置し、授業実践を通じた研究に取り組み、その成果を教員に向けて研究報告会を開催いたしました。研究内容の報告につきましては、教員の主権者教育に対する意識の向上につながっているため、今後も担当者会等で継続して取り組んでまいります。

さらに、選挙管理委員会と連携して「主権者教育の手引き」の作成、中学校生徒会役員選挙協力事業やハイスクール出前講座の紹介にも取り組んでおります。

今後も小・中・高等学校における主権者教育の充実のために、このような取組の継続と学校支援に努めてまいります。

## ■ 代表質問（12月6日）共産党 ■

### ◆学校へのエアコン設置について

#### ◎質問

国は2018年度補正予算で公立小中学校の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設しました。文科省は、11月下旬に各自治体に交付の内定を示し、12月中旬の交付決定をめざすとしています。猛暑による熱中症から子どもたちを守る対策は急務であり、冬休みや春休みを活用して設置を急ぐべきです。川崎市の来年度に向けた特別教室の設置計画及び国への申請について伺います。また、先の議会で特別教室の空調設置は、長寿命化計画とは別に立てることを求めましたが、取組状況を伺います。

体育館への空調設置については課題への対応を検討しながら、この夏の気温上昇を踏まえ、関係局と協議するとともに国や他都市の動向を注視してまいるとの答弁でした。新設される小杉小学校に空調設置を今からでも検討すべきですが伺います。今後の新設及び大規模改修時には空調も設置すべきと考えますが伺います。総務省の「緊急防災・減災対策債」を活用することについて伺います。

#### ◎答弁

はじめに、特別教室への空調設備の設置に係る本市の臨時特例交付金の申請状況につきまして、10月17日付けで文部科学省から、平成30年度第1次補正予算案への対応に係る照会があり、臨時特例交付金が活用可能な事業として、14校における特別教室の空調設備の設置等について回答したところでございます。

次に、特別教室の空調設備の設置に向けた取組状況につきましては、学校施設の環境改善と長寿命化の推進を目的とした学校施設長期保全計画に基づき、概ね10年間の第1期取組期間における再生整備の中で、特別教室の空調設備の設置を進めておりますが、今後、第1期取組期間に続く再生整備の具体化や、PFI事業等により設置した普通教室の空調設備の更新時期が近づいていることから、効果的な空調設備の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、体育館への空調設備の設置についてでございますが、小杉小学校につきましては、現在、来年4月の開校を目指し、工事を進めており、完成は来年の1月21日を予定しております。同校において空調設備の設置に向けた具体的な予定はございませんが、今後の新設及び大規模改修時の体育館への空調設備の設置につきましては、課題等を整理し、関係局と協議するとともに、引き続き、国や他都市の動向を注視してまいります。

次に「緊急防災・減災事業債」につきましては、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備費用への充当が可能であり、本市では、ブロック塀の撤去等にあたり本制度を活用しているところでございます。

### ◆就学援助事業について

#### ◎質問

認定率は、2013年度小中学校全体の7.7%から、申請方法が改善された2014年度10%に上がり、その後、10%台で推移しています。それでも依然として、横浜市、相模原市に比べて低い認定率です。

はじめに、小学校新入学準備金の入学前支給についてです。中学校では今年度から行っていますが、小学校は検討中ということでした。来年度、小学校でも実施の方向と思いますが、新入学準備金の入学前支給について、実施に向けてのスケジュールについて伺います。

この間の生活保護基準の改定は凄まじい削減でした。最近では2013年度を皮切りに3年間、今年10月から、さらに今後3年間続けて改定が行われようとしています。

川崎市は就学援助の認定基準は、生活保護基準の1.0倍ですが、2013年から3年間行われた改定では、そのままの基準なら認定されるはずの計369人が基準を超過しました。あまりにも切ない話です。単純に生活保護基準を適応させるのではなく、特別な事情がある場合には認定基準を超過しても認定しているといいますが、生活保護基準に連動させることが基本である以上、わずかな収入の差で、この制度から外されるわけです。いま就学援助を受けている児童生徒が外されないことを保障するには認定基準を生活保護基準の1.0倍から引き上げる以外ありません。相模原市では生活保護基準の1.5倍の係数で認定基準額は437万円余、川崎市の330万円余と比較して基準額が100万円余多くなっています。学校教育における保護者負担が家計に重くのしかかっているいまの状況のもと、やはり川崎でもいまの住宅扶助なども加味した生活保護基準の1.3倍への見直しこそ必要ではないでしょうか、伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、小学校入学予定者の保護者に対する「新入学準備金」の入学前支給につきましては、本年度から実施する予定でございます。

具体的なスケジュールといたしましては、今月上旬に申請書等を対象世帯に郵送し、平成31年1月10日まで申請を受け付け、その後、教育委員会事務局で審査を実施し、3月に、認定された方に新入学準備金を支給する予定でございます。

次に、生活保護基準額に乗じる倍率につきましては、本市においては、従来から要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、生活保護基準額の1.0倍を適用しているところでございます。

また、認定基準を超過した場合につきましても、家計の急変や高額な医療費を支払うなど困窮の実態を考慮し、特別な事情があると認められた場合には就学援助費を支給しているところでございます。

今後につきましても、本市の適切な就学援助のあり方について検討を進めてまいります。

#### ◆学校給食の無償化について

##### ◎質 問

文部科学省の調査によれば、学校給食費の無償化を実施しているのは全国で504自治体に達しています。私たちが7月に行った市民アンケートでも、「教育環境で力を入れてほしいこと」の回答では、「いじめ問題」に次いで2番目が「学校給食費の無償化」で、20代30代では1位でした。給食費は小学校で年間4万9,500円、6年間で29万7千円、中学校でも3年間で12万8,064円になります。親の所得は増えないなか、教育費の負担は大変です。そもそも憲法26条で「義務教育は無償」とされているのですから、今こそ、本市でも小学校給食の無償化に踏み出すべきです。伺います。

##### ◎答 弁

本市の学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材費のみ学校給食費として保護者の負担としているところでございます。そのため、学校給食費の無償化につきましては検討しておりませんが、経済的な理由で支払いが困難なご家庭には、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、周知に努めているところでございます。

## ◆教員の定数増について

### ◎質問

学校現場の長時間労働は極限に達し、社会問題になっています。本市でも、教職員の勤務実態調査の結果(速報)で、中学校の教諭は毎日平均12時間45分余、小学校は約11時間働いています。長時間労働が際立っています。

10月配布資料によると、2017年度のいじめの件数は小中合計2,176件で16年度より780件増加、不登校児童生徒数は小学校430人で前年より52人増加、中学校では1,242人で前年度より126人増加、1,000人当たりの出現数は42.4人です。生徒指導や保護者との意思疎通を図ることが求められます。

文科省は2016年「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を設置。教員の長時間労働の是正を図ることが不可欠であり、業務の大胆な見直しを着実に推進し、教員が子どもたちと向き合える環境整備を推進するとしました。生徒にゆきとどいた教育を実践し、教員の異常とも言える長時間勤務を解消するために、最優先で行うべきは教員の定数を増やすことです。先の第3回定例会で教育長は少人数学級がもたらす効果も十分に認識していると答弁されました。政令市に教員の定数を決める権限が委譲された今、既に12政令市が踏み出し、2016年9月の資料においても県レベルで、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、新潟県などをはじめ多くの自治体で実施しています。一人一人の子どもたちに目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる少人数学級のための定員増を検討すべきです。伺います。

### ◎答弁

本市におきましては、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数学級も含め、少人数指導やチーム・ティーチングを選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図っているところでございます。

少人数学級につきましては、児童生徒一人ひとりに目が行き届きやすくなるなどの一定の効果はあるものと考えております。

さらなる少人数学級の実施の拡大を図るため、引き続き、指定都市教育委員会協議会、指定都市市長会等、さまざまな機会を通じて国に対し、義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施を強く要望してまいります。

## ◆給食業務の公会計化について

### ◎質問

文科省も先に述べた「タスクフォース」で公会計化の必要性を述べています。国のガイドラインを待つことなく、既に実施している自治体があるのですから、本市も早急に踏み出すことをこの間求めてきました。本市の取組、検討状況、スケジュールを伺います。

### ◎答弁

文部科学省から通知された「学校における業務の適正化」におきましては、学校現場の負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理を地方自治体が自らの業務とする学校給食費の公会計化を導入することが望ましいとしており、本年度中に「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」の策定が計画されております。

本市におきましても、今後示される国のガイドラインや他都市の状況等を踏まえ、学校給食費の公会計化に係る課題を整理し、教職員の負担軽減につながる取組となるよう導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

## ◆西丸子小・小杉小の児童数推計、計画の見直しについて

### ◎質 問

武蔵小杉のまちづくりについてです。

小学校についてです。超高層マンションが5棟建つエリアの小学校は、西丸子小と新築される小杉小の2校です。西丸子小の学区では、今後7年間で計2,030戸のマンションが完成し供用開始となります。新設される小杉小の学区には、今後2年間で計1,132戸のマンションが完成し供用開始となります。教育委員会からは、児童数の推計は6年後までしか出されていませんが、教育委員会の試算方法で試算をしたところ、西丸子小は、現在の628人からピーク時には1,260人と倍加し、現在の1クラスの人数で試算すると必要な教室数は、42教室となります。新設の小杉小も、19年の410人からピーク時には806人となり、ここも倍加し、必要な教室数は、28教室です。両小学校の教室数は、合わせて56教室ですが、ピーク時には約70教室必要となり、完全にパンクします。このように小学校が足りなくなるような現状が予想されるのですから、早急に推計を出し、計画の見直しを提案すべきと思いますが、伺います。

### ◎答 弁

児童数・学級数の推計につきましては、現在の0歳児が小学校1年生になる6年後まで作成しております。

7年以上先の推計は出生数の推計が必要となることや、児童数は開発等の社会状況により大きく変化することから、一定の精度を有する推計といたしましては、6年後までが妥当であると考えているところでございます。

今後も、既存地区の児童数の推移や新規集合住宅の供用開始時期、児童の出現率の変化等の情報を反映した推計を毎年作成していくとともに、関係局と緊密な連携を行いながら、必要な対策を適切な時期に行うことで、良好な教育環境の確保を図ってまいります。

◆通学路等の安全対策について

◎質問①

通学路等の安全対策について伺います。

大阪北部地震では、2名の方がブロック塀の倒壊で犠牲になるという通学路上での痛ましい事故が発生しました。各自治体でも通学路の総点検と安全対策が求められています。

本市では、「通学路の安全対策会議」を設置しています。取組状況を伺います。

学校・PTAや教育委員会、道路管理者、警察、地域などとの連携状況についても伺います。

学校毎に設置している「通学路」の設置確定時期と道路公園センターや警察等への情報提供、周知連携について伺います。

通学路の合同点検の参加者と実施状況について伺います。また、合同点検で確認した課題や危険個所の対策について伺います。

◎答 弁

はじめに、通学路の安全対策につきましては、本市では教育委員会、道路管理者等で構成する「通学路安全対策会議」を設置し、年2回開催する中で、関係機関にまたがる通学路の安全対策にかかる連絡調整や課題共有をしているところでございます。

また、学校と関係部署との連携状況につきましては、通学路安全対策会議の各区に、各区役所、警察、小学校長会各支部代表等で構成する部会を設置し、年2回程度開催する中で学校がまとめた通学路の改善要望に対し、合同点検を行いながら対策を協議し、適宜対応しているところでございます。

次に、通学路の指定時期等につきましては、毎年1月から3月にかけて、各学校が保護者や地域の方々の御協力をいただきながら、通学路の安全点検を行い、その状況を踏まえ、各校長が、新年度に向けて通学路を指定しているところでございます。

また、指定された通学路につきましては、通学路安全対策会議の中で情報を共有しているところでございます。

次に、通学路の合同点検につきましては、児童等の安全確保に向けた取組を計画的・継続的に実施するための基本的方針とする「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会、道路管理者、警察、学校等と連携を図りながら、毎年1回以上実施することとしているところでございます。

点検で確認した課題等につきましては、具体的な改善内容について協議し、順次安全対策を講じているところでございます。

また、対策案等を学校に周知し、各学校において学校安全マップづくりに活用するなど、安全教育の取組にも活用しているところでございます。

◎質問②

私は、今年5月に開催された多摩区行政連絡調整会議合同会議において、「通学路の安全対策」を提案しました。

その後、多摩区で実施された「通学路パトロール」の取組は、小学校14校それぞれに連絡をした上で、6月8日～7月23日に全14校の通学路、延べ81kmを道路公園センターの職員が2人1組で延べ50名で実施されました。

「路面の穴」「側溝蓋の損傷」「標識の損傷」「路面表示劣化」「側溝段差」「薄くなった横断歩道」等、補修が必要な個所が109か所発見され、既に本日までに88か所については、補修を実施されています。今後対応するものとして、交通管理者等や隣接住民との調整が必要なものも含め

21カ所があがっています。

これらの点検結果や対応については、それぞれの学校にも報告されています。

今年の夏は、ものすごい猛暑となりましたが、その中を細やかに点検し、素早く課題改善対策に動いて頂いた道路公園センターの職員に皆様に感謝いたします。

何より、通学路の安全対策が大きく進み、地域の安心にもつながったと感じています。

今後ですが、道路公園センターが単独で実施するのではなく、学校・PTA・道路公園センター・警察・地域などと連携した通学路の安全点検を定期的実施する中で、連携も深まり課題に対する対策も促進すると感じます。児童を含め地域の安全対策を具体的に拡充する為、連携した「通学路の安全点検」の定期化を提案します。見解と今後の取組を伺います。

#### ◎答 弁

各学校で実施する安全点検に、警察や道路管理者等関係機関が参加することにつきましては、専門的な視点から危険箇所を把握し、必要に応じて、迅速な対応が図られる点で効果的と考えますが、関係機関の人員体制や日程調整等、実施に向けた課題があると考えております。

今後、通学路安全対策会議のなかで、各学校の実情も踏まえ、効果的な安全点検の実施方法について検討してまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月14日）みらい 飯塚議員 ■

#### ◆那覇市虎瀬公園の佐藤惣之助詩歌碑の首里城への移設について

##### ◎質 問

教育長に伺います。一つは、佐藤惣之助の存在が残念ながら知られてません。教育の一環として副読本などで改めて惣之助の詩人として果たしてきた業績や役割などを取り上げることができないか伺います。

二つめは本市の中学生の修学旅行には飛行機使用は認められていません。横浜市ではすでに認めているとのことですが見解を伺います。

三つめは、今後の市立高校の修学旅行先に首里城の一角に移転される惣之助の詩歌碑を選定できないか伺います。

##### ◎答 弁（教育長答弁）

はじめに、現在、市内小中学校で活用しております「キャリア在り方生き方ノート」におきましては、本市にゆかりのある様々な人物を紹介しております。「キャリア在り方生き方教育」を通して、自分の地域で活躍した人物や地域の特色について調べる学習を進めており、子どもたちが地域に愛着と誇りをもてるよう取り組んでいるところでございます。

今後も、子どもたちが、佐藤惣之助氏をはじめ、川崎市に功績を残した人々の生き方にふれ、地域への興味関心を深めるとともに、自分の郷土である川崎を愛する心が育まれるよう努めてまいります。

次に、修学旅行における交通機関の取扱いにつきましては、昨年度から、校長会、保護者及び学識経験者等で構成される「川崎市立学校社会見学調整会議」において、委員それぞれの立場で検討していただいているところでございます。

次に、高等学校の修学旅行につきましては、今年度、市立高等学校5校のうち、4校が沖縄県への修学旅行を実施しており、そのうち3校が首里城を見学場所としているところでございます。

本市出身の佐藤惣之助氏は市内の半数近い中学校が使用している国語科の補助教材にも、川崎市ゆかりの文学者として紹介されており、また沖縄琉球諸島風物詩集の執筆や沖縄県出身者の芸能大会への激励など、沖縄県との関わりも深い人物であることから、沖縄県に修学旅行で行くに

あたり、本市の高校生が佐藤惣之助氏について知ることは意義のあることと考えております。

今後、各高等学校に対しまして、本市と沖縄県にゆかりのある詩人として佐藤惣之助氏を紹介するとともに、詩歌碑が首里城公園に移転する予定であることについて、周知してまいります。

## ■ 一般質問（12月14日）共産党 井口議員 ■

### ◆図書館分館の整備について

#### ◎質問①

図書館についてうかがいます。

はじめに、本市の図書館の現状についてです。人口10万人あたりの図書館数は、国内の平均は2.6館、世界的にはG7の平均は7.3館といわれていますが、本市における10万人あたりの館数を伺います。また、本市の分館を持っている区において、分館に登録している人数の、区全体の登録者に占める割合を伺います。

#### ◎答 弁

はじめに、本市の人口10万人あたりの館数についてでございますが、平成30年4月1日現在の本市の人口150万9,887人に対して、図書館数は地区館7館、分館5館、閲覧所1か所の合計13館でございますので、10万人あたりといたしましては約0.9館でございます。

次に、分館等の所在する区における、区全体の貸出カード登録人数に占める分館等での登録人数の割合につきましては、平成29年度末で算出いたしますと、川崎区では約22%、幸区では約27%、高津区では約18%、多摩区では約14%、麻生区では約6%でございます。

#### ◎質問②

教育長に伺います。

人口10万人あたりの図書館の数が、本市は全国平均の半分であることについて、私は、それは市民の学習権を奪うことになるのではないかとと思いますが、図書館の意義に照らしてどうなのか、見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長答弁）

市立図書館は、市民の皆様の多様な読書活動に対応していくため、様々な資料や情報を収集し、読書ニーズに対応した提供等を行うなど、市民の学習活動を支援する大切な社会教育施設であるとともに、読書を通じた地域の交流の場であると認識しております。

また、各区の図書館は、その地域の文化や歴史に関する資料を将来に受け継いでいく役割を担う、地域の貴重な情報拠点でもございます。

平成29年度には、年間660万冊を超える図書資料の貸出を行うなど、多くの市民の皆様に図書館を御利用いただいております、引き続き、市立図書館としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。

#### ◎質問③

教育長から、図書館の意義、重要性をお答えいただきました。「地域の貴重な情報拠点」、まさにそのように思います。その図書館が、川崎市には、全国平均の3分の1しかない。二十万人以上住んでいるのに、行政区に1ヶ所しかない区があり、せめて計画があった分館を作っていれば、とつくづく思います。

多摩区の生田地域はその分館ができなかった地域です。昨年夏、区役所の生田出張所の建替えに際して、住民の皆さんの意見交換会があり、たいへん活発な意見交換が行われましたが、すべ

でのグループ討議の中で出されたのが、図書館の機能や学習機能がほしいということでした。私は繰り返し生田地域への市民館図書館分館の設置を求めてきましたが、この学習機能を身近にほしいという住民の皆さんの要望がこんなにあるとは気がつかず、目を見開かされた思いです。市民館分館の要望ももちろんありますが、今回は、図書館機能について限定して伺います。図書館の意義に照らして、管内に5万人の人口を持つ生田地域に、図書館を作ることは当然です。場所については、今から土地を捜して新しい建物を作るのがたいへんなら、今の仮出張所の建物を引き続きお借りすればいかがでしょうか。見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長答弁）

現在、新たな図書館を整備する計画はございませんが、図書館サービスは市民の皆様にとって大切な機能でございます。

本市におきましては、各区地区館や分館等を中心とした図書館サービスのほか、自動車文庫による市内巡回、図書館施設以外への返却ポストの設置、学校図書館有効活用事業による学校図書室の地域住民への開放、加えて、県立川崎図書館や大学図書館との相互連携などの取組を進めているところでございます。

また、スマートフォン専用の図書館ホームページの開設や、図書館資料のデジタルアーカイブ化など、ICTの活用やデジタル化にも取り組んでいるところでございまして、今後も、生田地区をはじめ、市内のあらゆる地域におきましても、充実した図書館サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月14日）自民党 老沼議員 ■

#### ◆川崎市農業振興計画について

##### ◎質 問

川崎市農業振興計画について伺います。

質問に入る前に1点、日本農福連携協会の農福連携宣言の一部を紹介させていただきます。「百姓によって農林水商工業が行われ、また生産・消費という行為が一体として行われてきた。そして子ども・障がい者・女性・高齢者の様々な人々が役割を持ち、一人ではできないときは家族で、それでもできないときは地域でお互いの生活と経済を支えてきた」「農福連携は単に農業や福祉の課題を解決するのではなく(中略)分断されてきたすべてのものを今日的に繋げ、地域の生活と経済を作り支えていく」とあります。

農福連携が、これからのコミュニティ施策に通じるものであると理解しています。多くの方に農業に様々な形で関わって戴く事が今後更に重要になってくると考えますし、またそういった場所を提供し続けることを強く要望致します。

そこで食農教育の現状を教育次長に伺います。

##### ◎答 弁

農業体験活動につきましては、各学校の実態に応じて社会科や生活科、総合的な学習の時間の教育課程の中に位置付けて取組を進めているところでございます。

今年度、苗づくりから稲作に取り組んだ学校の児童からは、「苗を育てるところから始め、苦労してたくさんのお米を収穫することができてよかった。」「できたお米を地域の方に届けたら喜ばれ、とても嬉しかった。」という感想がございました。

農業体験活動につきましては、地域の実態に応じて各学校で取り組んでいるところでございますが、このような活動は、児童生徒が収穫するまでの大変さや喜びを感じ、それを通じて人と人とのつながりを意識する意義ある活動であると認識しておりますので、教育委員会といたしまし

ても、このような取組を今後も大切に、地域に参画しようとする児童生徒の育成に努めてまいります。

## ■ 一般質問（12月14日）公明党 田村議員 ■

### ◆英語教育（フォニックス）について

#### ◎質問①

英語教育について伺います。

英語のつづりと発音の対応関係を身につける学習方法「フォニックス」についてです。

教育問題の中でも、小中学校における英語活動は社会から大きな注目を浴びております。

小中高と10年間学んでも、日常会話すらできないという国の英語教育が批判の対象となってきた中、本市は、これまで、ALTの配置や英語教育推進リーダーの研修など様々、取組を進めています。

今回、新しい学習指導要領が全面的に実施される2020年度から5年生と6年生の外国語、英語が正式な「教科」になります。今の5、6年生が受けている「外国語活動」は3年生と4年生が対象になります。

18年度から一部で先行実施されていますが、新指導要領の解説では5、6年生に「音声と文字とを関連づけて指導する」ともしています。

このように、小学校の英語教育がかわるのを前に注目度が高まってきている「フォニックス指導方法」ですが、その学習方法について、教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

フォニックスの学習方法につきましては、文字や綴りと発音との関係を体系的に学ぶことで、英単語や英文が読めるようになるなど、読む能力を高める指導方法として知られており、「英語の語感が身に付く」「英語が読めるようになることで、自立的な学習ができる」などの効果が一般的に挙げられております。

小学校学習指導要領では、「音声と文字とを関連付けて指導すること」とされておりますが、綴りについては、中学校学習指導要領において「発音と綴りとを関連付けて指導すること」とされていることから、フォニックスの学習方法につきましては、主に中学校で取り扱っているところでございます。

#### ◎質問②

子ども達や教職員がフォニックスを学べる環境整備の更なる充実を是非、図って頂きたいと考えますが、見解と取組を教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

小学校学習指導要領解説におきましては、「発音と綴りを関連付けて指導することは、多くの語や文を目にしたとき、苦手意識をもったり学習意欲を低下させたりすることなく、主体的に読もうとなる上で大切なことの一つであるが、中学校の外国語科で指導すること」とされており、中学校で発音と綴りを関連付けて指導することは、重要な指導事項の一つであると考えております。

中学校ではこれまでも、教科書に発音と綴りの関係について記されており、音声教材等を用いて指導しているところでございますので、今後も英語科教員が集まる教科総会、校内や校外における研修の場などで、中学校英語科教員が学べる環境を提供し、音声面においても英語教育の更なる充実を図り、子どもたちが主体的に英語を読もうという姿勢の育成につなげてまいります。

◆再生可能エネルギーの普及促進について

◎質問①

はじめに、太陽光発電・風力発電・太陽熱利用・地中熱利用など再生可能エネルギー設備を設置している川崎市立の小中学校数とそれぞれの設置率について伺います。

◎答 弁

平成29年度末時点におきまして、太陽光パネルを設置している小学校は53校、設置率46.9%、中学校は20校、設置率38.5%でございます。このほか、風力発電設備につきましては、小学校6校、中学校3校、太陽熱利用設備につきましては、小学校2校、地中熱利用設備につきましては、小学校1校、中学校1校に設置しております。

◎質問②

文部科学省の発表によれば太陽光発電設備がある小中学校は今年の5月1時点で全体の31%にあたる9,022校だったとし、風力発電も含めた再生可能エネルギー設備を持つのは10,063校で、このうち停電時も校内に電気を供給できる設備は、58.6%とのこと。 「学校が避難所に指定されていることを踏まえ、災害時でも空調などを利用できるよう、再生可能エネルギー設備の設置が進んでいるのではないかと分析しているとのこと。

本市の太陽光発電の設置率は小学校で46.9%、中学校38.5%とのこと。全国水準を上回っているものの中学校の設置が遅れています。今後も温暖化対策、災害時対応として、小・中学校への設置が急がれます。今後の設置計画について伺います。

◎答 弁

本市では、平成11年度に太陽光パネルの設置を開始し、校舎の改築や長期保全計画に基づく改修等の機会を捉えて設置を進め、この間、環境省所管のグリーンニューディール基金を活用するなど、地球温暖化対策や環境教育に資する太陽光発電設備の設置の推進に努めてきたところでございます。

今年度につきましては、来年4月に開校を予定しております小杉小学校のほか、再生整備等の校舎改修による2校を含めた小学校3校において、太陽光パネルと蓄電池を設置いたします。このほか、小学校3校、中学校2校の設計を行っているところでございます。

太陽光発電設備につきましては、現在、蓄電池の整備を進めており、引き続き、学校防災機能の強化に向け、関係局と協議を進めてまいります。

◎質問③

いただいた資料を見ますと、今年度は、小杉小学校のほか、小田小学校、登戸小学校において設置、南原小学校、稗原小学校、菅小学校、京町中学校、西高津中学校においては、太陽光パネルと蓄電池の設計をするとのこと。また、蓄電池の整備を行っていくとのことですが、本市の蓄電池設置数と設置率について伺います。

蓄電池未設置のところへの設置が必要です。今後の設置計画についても伺います。

◎答 弁

平成29年度末時点における設置状況につきましては、小・中学校合わせて39校に蓄電池の設置を完了しており、設置率は23.6%でございます。

蓄電池につきましては、災害等による停電時の電源確保対策として有用であり、現在、太陽光

パネルの設置校に対し整備を進めており、引き続き、未設置校への設置に取り組んでまいります。

#### ◎質問④

太陽光発電を設置しているが、蓄電池未設置のところに設置していくとのこと。いただいた資料を見ますと小中学校とも平成11年度から平成22年度にかけて設置された太陽光発電は、2.6Kwから5Kwと発電量が小さいものです。蓄電池設置の際に容量を大きくしていくなど、改修・増強が必要ではないでしょうか。伺います。

#### ◎答 弁

現在、太陽光発電設備の設置に当たりましては、発災後3日間に必要な電力量を確保するために、10kw以上の太陽光パネル、30kw以上の蓄電池を設置しているところでございます。

発電量の小さい太陽光パネルにつきましては、古いものでは、設置から20年近くが経過しておりますので、更新の際には、設備の仕様について検討してまいります。

### ◆通学路の安全対策について

#### ◎質問①

麻生区で子育てをしている方から、子どもの通学路についての次のような相談がありました。「私の住んでいるあたりは、ぎりぎり虹ヶ丘小学校の学区です。通学路についてですが、車がほとんど通らない小道を道なりに進んでいきます。その先は山道になり、小さな階段があり、そこを登ります。階段の付近は山のため薄暗く、小さな階段の脇は柵がなく、崖のようになっています。人も誰もいなく、とても不安なところです。この場所の不安が大きいため、東柿生小学校への通学を望まれる方もいます。ご近所同士、皆さん仲が良いのに、違う学校になってしまうことがとてもさみしいです。虹ヶ丘小学校は人数が少なく1学年1クラスしかない中で、人数がさらに減ってしまうことはとても残念に思います。階段のあたりについては、何か改善していただけないか。」という切ない要望です。本来この通学路を通り通うべき児童が、通学路が危険だとの理由で学校を変更しなくてはならないというようなことはあってはならないと思いますが、教育長の見解を伺います。

#### ◎答 弁（教育長答弁）

子ども達の登下校時における安全を確保することは大変重要であると考えております。

各学校がPTAや地域の方々には御協力をいただきながら、通学路の危険箇所を点検するとともに、教育委員会といたしましても、改善が必要な場所については関係機関と連携し、安全対策を進めてまいります。

#### ◎質問②

私も現場を見てきました。階段以外にも山道には人一人通れるだけの、アスファルトが敷かれています。アスファルトの横は1.5メートルほどの段差になっており、反対側には工事用の金網フェンスが置きっぱなしになっているような状況です。

こうした通学路上の改善が必要と思われるものへの対応について教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

各学校は、毎年1月から3月にかけて、保護者や地域の方々の御協力をいただきながら、通学路の安全点検を行っているところでございます。学校は、通学路点検の結果とあわせて、改善策を検討した後、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関の職員で構成する通学路安全対策会議に改善要望を提出しているところでございます。各学校から提出された改善要望

箇所につきましては、毎年6月以降に開催される各区に設置した通学路安全対策会議区部会において合同点検を行い、順次安全対策を講じているところでございます。

**◎質問③**

2月から3月にかけて学校がP T Aに対して、通学路についての要望を聞き、5月から6月にかけての年一回の安全対策会議において対応をはかるとのことですが、要望されているのは、新1年生の親ですので、2月から3月に行うアンケートには反映できません。要望についても急を要することですので、急ぎ対応できないものでしょうか、伺います。

**◎答 弁**

御指摘の箇所につきましては、すでに学校に状況を伝えておりますので、学校による安全確認の結果に応じて、必要な対策について関係局と検討してまいります。

■ 一般質問（12月17日）自民党 青木議員 ■

◆学校のトイレ洋式化について

◎質問

学校トイレを洋式化する市の方針には賛成ですが、さらに言えば私は、学校のトイレについては、すべてを洋式トイレにしてしまっても構わないと思っております。子どものニーズ、災害時の高齢者利用、衛生面、節水効果など、いずれも洋式が勝りますし、あえて和式を残しておく理由はないと思います。そこで、平成34年度までに全ての学校のトイレの快適化が完了した段階で、川崎市の公立小中の洋式便器比率は何%になる見込みか、もし100%にならないのであれば、その理由も併せて伺います。

◎答弁

平成20年度から「学校トイレ快適化事業」において、便器の洋式化、床面のドライ化等のトイレの快適化に取り組んでおり、平成28年度からは「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事の中でも、トイレ改修を実施し、平成34年度末までには全校でトイレの快適化を完了する予定となっております。

トイレの快適化につきましては、原則として、洋式便器を設置してまいります。洋式便器の使用を望まない児童生徒等への配慮から、校舎に和式便器を男子用・女子用それぞれ1カ所設置してまいります。これにより、平成34年度末の洋式化率は95%前後になる見込みでございます。

引き続き、児童生徒の教育環境の改善に向け、学校トイレの快適化に取り組んでまいります。

■ 一般質問（12月17日）共産党 石田議員 ■

◆学校施設の空調設備について

◎質問

私は今年の夏の命の危険があるほどの猛暑による熱中症から、子どもたちを守る対策は急務として、特別教室への設置については、長寿命化をはかる「長期保全計画」とは別に計画を立てる事を求めてきました。代表質問の答弁で、PFI事業等により設置した普通教室の空調設備の更新時期が近づいている事から、効果的な空調設備の設置に向けて検討してまいりたいとの回答がありました。更新時期はいつなのか、学校数は何校か伺います。普通教室の更新と併せて特別教室の設置も検討するという事ととらえてよいか伺います。

◎答弁

本市では、2学期制導入に伴う夏季の授業日数の増加などを受け、より快適な教育環境を提供するため、小学校89校に聾学校を加えた90校を対象として、平成20年度から21年度にかけて、PFI事業による普通教室の冷房化を実施いたしました。このPFI事業では、平成21年8月から空調設備の供用を開始し、事業期間は平成33年度末までとなっております。また、並行して、中学校41校に対しても、直接施工により普通教室の冷房化を行っております。

一方、特別教室への空調設備の設置につきましては、現在、取組を進める学校施設長期保全計画の第1期取組期間における再生整備の対象となる98校において、全ての特別教室への設置を予定しております。今後、PFI事業等により設置した普通教室の空調設備の一斉更新を控え、事業量の平準化も求められる中で、こうした課題の解決を図りながら、第1期取組期間に続く再生整備の具体化に向け、効果的な空調設備の整備手法について検討してまいりたいと考えております。

◆学校給食における市内産農産物の使用状況について

◎質問①

本定例会においても引き続き、学校給食の地産地消の取組を伺ってまいります。中学校給食については、本年は年初から南部、中部、北部の3センターが稼働した状態で給食が提供され始めた最初の年です。

市内産農産物については、品目ごとの生産量や出荷時期等を踏まえ、毎月1回程度、統一献立で使用されていますが、まず、小中学校における今年一年の県内産、県外産、市内産農産物の総使用量と総支払額をそれぞれ伺います。

◎答 弁

本年1月から12月までの中学校給食で使用している農産物のうち、市内で生産がある、又は県内産で使用した21品目につきましては、未請求分を含む概算の数字でございますが、使用量は約628トン、購入額は約1億6,800万円でございます。

その内訳といたしましては、市内産農産物の使用量は、約9.3トン、購入額は、約300万円、市内産以外の県内産農産物は、使用量が約38.1トン、購入額は、約920万円となっております。

また、県外産農産物は、使用量が約581トン、購入額は、約1億5,570万円でございます。

◎質問②

中学校給食における市内産農産物の活用が進めてきましたが、これまでの取組の成果と課題、今後の取組を教育長に伺います。

◎答 弁（教育長答弁）

平成29年の中学校給食開始以降、統一献立において月に1回程度市内産農産物を使用し、家庭配布献立表や、各学校へ配布する配り方表の一口メモに掲載してまいりました。本年夏に実施いたしました中学校給食献立コンクールにおいて、「市内産野菜」や「地産地消」等をテーマにした応募作品が多く見られ、生徒が市内産農産物への意識を高めることができたものと考えております。

また、使用した市内産農産物につきましては、品目別の生産量や学校給食における献立等を踏まえて、JAセレサ川崎と協議し、選定した結果、新鮮で品質や味がよいものも多く納品され、中学校給食のコンセプトでもある「とにかく『美味しい』中学校給食」に資することができたと考えております。

課題といたしましては、生産量が少ないことから、天候の影響を受けやすく、サイズが小さいものが納品されたケースや、複数の生産者が出荷することから、規格が揃っていないケースがございました。

今後につきましては、本年の課題を踏まえ、来年度の市内産農産物の使用品目や使用量について、現在JAセレサ川崎と協議しているところであり、引き続き統一献立に市内産農産物を積極的に活用してまいりたいと考えております。

◎質問③

昨年12月議会で、教育委員会で生徒、保護者、教職員に対して「中学校給食に関するアンケート」を実施するアンケート項目に、川崎市内産農産物に関する項目を加えて頂いた事には改

めて感謝申し上げます。生産者側にとっては、販路の拡大といった経営安定につながるだけでなく、子どもたちに自分が作った作物を提供することに対する喜びに加え、より質の高いものを提供したいというモチベーションにも繋がります。子どもたちにとっても食農教育につながる取組なわけですが、その成果を定量的にはかり、改善を繰り返す為に、非常に重要な役割を果たしてくれるのが、アンケートだと考えています。

現在のところ「中学校給食に関するアンケート」はこれっきりであり、来年は取得する予定はないとのことですが、複数年に一度は取得するなど、中学校給食に対する様々な意見や数値を客観的に取得することは必要ではないかと考えますが、見解と対応を伺います。

#### ◎答 弁

アンケートにつきましては、給食実施に係る課題把握等を目的に、直近では本年2月に実施したところでございます。現在、アンケートの結果を踏まえながら、献立作成や調理方法の工夫を進め、温かくて美味しい給食の提供に努めているところでございます。

中学校給食に対する意見等を継続的に把握することは重要であると認識しておりますので、現在、教育委員会事務局の職員が、中学校における給食実施状況を直接訪問して確認する等、現場の状況把握に努めているところでございます。

アンケートの実施につきましては、調査の項目や対象、実施時期等を精査しながら、今後、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月17日）無所属 渡辺議員 ■

#### ◆香害について

##### ◎質問①

香害について伺います。

香りの害と書きまして香害は、国民生活センターでも相談のホットラインが開設されていますが、その被害は柔軟仕上げ剤などの使用が増えるとともに、その苦情や健康障害が広がっています。そこで、地域で簡単な聞き取りアンケートをしたところ、400近くの香りに困っているという回答がありました。そこで関係する各局にそれぞれ伺います。

まず、今回市内小中学校にお子さんが通う保護者の方からもアンケートをきっかけに多くのご意見が寄せられました。その中で多かったのは給食の時にかっぽう着やエプロンに付着している洗剤や柔軟仕上げ剤の匂いです。ご存知のように1週間給食当番をすると、家に持ち帰り、週末に洗ってアイロンをかけて次の当番に渡すという学校が多いようです。そのため普段家で使っていない柔軟仕上げ剤などの香りがついたエプロンを付けて、ひどい場合は月曜日から体調を崩す事例もあります。

そこで教育次長に伺います。中学校によっては、家庭にあるエプロンつまりマイエプロンを持ってくるとい学校もありますし、香りに弱いので自分のエプロンを持ってきたいと申し入れても受け入れられない場合もあるようです。学校での対応について伺います。

#### ◎答 弁

中学校給食において給食当番の生徒が着用するエプロンにつきましては、各学校では、教育委員会が購入したエプロンを使用しておりますが、一部の学校では、生徒が家庭から自分のエプロンを持参している状況もございます。

エプロンを家庭から持参したいという生徒からの要望につきましては、詳細を把握しておりませんが、学校に対しては、必要に応じて個々の事情に配慮した対応に努めるよう周知してまいりたいと考えております。

**◎質問②**

次に小中学校エアコンに設置され、暑さや寒さに関しては、快適な環境が整いましたが、締め切った室内では、様々は香りが混じりあい、香害を含む化学物質による害により一部の子どもにとって快適な環境となっていません。教室環境について伺います。

**◎答 弁**

教室の空気環境につきましては、空調設備の稼働と合わせて熱交換形換気機器等を使用するとともに、定期的な窓開け換気を行い、二酸化炭素等の量の低減を図っているところでございます。

また、外部から教室に入った際には、不快な刺激や臭気等がないことについて点検を行い、適切な教室の空気環境の維持に努めております。

◆家庭教育支援の取組について

◎質問①

家庭教育支援の取組について伺います。

私は、過去幾度にわたって家庭教育支援の問題に取り組み、質問をしてまいりました。平成30年第一回定例会では、平成29年度の取組状況と30年度に向けた取組について伺いましたが、今年度のこれまでの取組と今後の取組について、また、その評価の声について教育次長に伺います。

◎答 弁

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、教育委員会といたしましては、家庭教育を支援するための様々な学習機会の充実に努めているところでございます。

今年度の取組状況でございますが、市民館においては、子育てに関する諸課題について学ぶ機会を提供することを目的に、子どもを持つ親等を対象とした「家庭・地域教育学級」などを実施しております。また、各学校のPTAにおかれましても、「子どもの褒め方・叱り方」や「食育」など、身近な課題をテーマとした「家庭教育学級」にお取り組みいただいているところでございます。

この他、それぞれの家庭にあった家庭教育のあり方を考えていただく契機となるよう、リーフレット「子どもたちの未来（あした）のために」を作成しておりまして、昨年度に実施したアンケートにより得られた御意見を参考に改訂し、市民館や各区役所の地域みまもり支援センターで配布しているところでございます。

また、様々な御事情により、これまで市民館等における各種事業を受講できなかった方々への支援として、平成28年度から、企業等との連携による家庭教育支援講座を実施しておりますが、今年度も9月に民間企業へ職員が出向き、家庭教育の重要性をテーマとした出前講座を実施したところでございます。

参加者からは、「自分の将来の家庭像を改めて深く考えるいい機会となった」、「普段考えることがない家庭教育について、職場の人たちと話し合うことができ良かった」などの感想が寄せられておりまして、引き続き、家庭教育を取り巻く課題の把握に努め、事業内容の向上に取り組んでまいりたいと存じます。

◎質問②

講座への参加が難しい方に対する支援として、講座の映像を配信するような取組について検討できないか教育次長に伺います。

◎答 弁

家庭教育に関する講座の内容を市ホームページ等に掲載し、映像配信することにつきましては、多くの方々に家庭教育の大切さを知っていただく契機となり、市民館が実施する講座への参加の動機付けにつながるといった効果が期待できるものと考えております。

一方、参加者のプライバシーの保護や、講師の肖像権・著作権に関する承諾などの課題がございますので、まずは、他の自治体や大学などによる取組事例について、情報収集を行ってまいりたいと存じます。

## ◆本市小中学校給食廃棄物の有効利用について

### ◎質問①

次に小中学校給食廃棄物の有効利用について伺います。

本市小中学校の児童生徒の学校給食の食べ残しは、現在、どのように処理されていますか。教育次長に伺います。

### ◎答 弁

学校給食の調理段階で出た生ごみや食べ残しなどの残渣につきましては、通常、事業系の一般廃棄物として許可業者が収集し焼却処理されますが、一部の学校におきましては、飼料化などの資源化に取り組んでおります。

今年度は、学校に設置した生ごみ処理機で残渣を処理する堆肥化を小学校1校で実施し、残渣を収集・運搬し飼料の原料として処理する飼料化を小学校30校、中学校4校、学校給食センター3か所で実施している状況でございます。

### ◎質問②

計37件で資源化、その他は一般廃棄物処理とのことでした。その経緯を伺います。

### ◎答 弁

給食残渣の資源化につきましては、平成11年度以降、一部の学校におきまして生ごみ処理機を設置し、「堆肥化」の取組を実施しているところでございます。

また、平成17年度からは、環境局のモデル事業として小学校の給食調理残渣等の生ごみのリサイクルを2つの方式で取り入れ、リサイクル施設に収集・運搬し、残渣を処理する「肥料化」については26年度まで、学校に設置した生ごみ処理機で残渣を処理する「堆肥化」は27年度まで実施しておりました。

併せて、平成22年度から25年度までの間につきましては、同じく環境局のモデル事業として、残渣をリサイクル施設に収集・運搬し、養鶏等の飼料の原料として処理する「飼料化」を実施しておりましたが、平成26年度からは、教育委員会事業として実施しているところでございます。

### ◎質問③

金額の内訳と近年の推移を伺います。

### ◎答 弁

給食残渣の飼料化に伴う収集・運搬と処分費用につきましては、

平成26年度は、小学校16校で約393万円

27年度は、小学校21校で約530万円、

28年度は、小学校26校、中学校4校で約760万円、

29年度は、小学校28校、中学校4校、学校給食センター3か所で約2,330万円となっております。

### ◎質問④

処理費用等は年々増え、平成26年度の約393万円からすると約6倍です。私が聞いたところによると、住吉小学校では昔、給食の食べ残しを粉にして堆肥化して希望した近隣住民に提供し、住民から大変喜ばれていたとのことでした。その具体的な内容を伺います。

### ◎答 弁

住吉小学校におきましては、平成17年度から26年度までの間、環境局のモデル事業として、残渣の堆肥化を実施しておりました。

学校では、生成された堆肥を学校内の花壇等で使用し、余剰が出た際には地域の方に配布していたこともあったとのことでございます。

なお、28年度からは、教育委員会事業として飼料化による残渣処理を行っております。

### ◎質問⑤

地域の方で、喜んでいただけたということは事実であり、少々残念な気がします。横浜市では平成20年度から教育委員会事業として学校給食廃棄物の資源化に取り組んでおり、手法として業者委託の仕様書に「堆肥化・飼料化・メタン化のいずれか」と指定し、平成20年度以降堆肥化で実施しているとのこと。資源化後の活用として、堆肥を各学校で希望があれば環境教育等のサンプルとして1校300gを年間一回まで無償で配布しているとのこと。

本市では、税金が給食として使われ、その廃棄としてさらに税金が使われている状況です。本市の本案件の処理業者は市外の1社のみであり、市外業者に税金が支払われているとのこと、市民に何ら還元がされていません。

結果的に委託業者が1社のみならば致し方ないですが、はじめから枠を「飼料化」のみに限定して募集をかける必要はないのではないのでしょうか。国の方針は、飼料化を優先にとのことですが、あくまで努力義務であり、それにとらわれることなく柔軟に横浜市のように、市民に還元できるように「堆肥化・メタン化」にも募集枠を拡大してもよいのではないかと考えますが、教育次長に伺います。

### ◎答 弁

資源化の手法につきましては、「生ごみリサイクルモデル事業」として、環境局が「肥料化」、「飼料化」、「堆肥化」の三つの手法により実施し、平成23年度にコストや現場の負担等、様々な観点から検証を行っており、資源化物の活用先や費用の点において「飼料化」がもっとも評価が高い結果となったところでございます。

教育委員会といたしましては、これに基づき資源化を実施しているところでございますが、新たな取組につきましても、関係局と連携を図りながら検討してまいります。

### ◎質問⑥

今、検討していただけたとのことでしたが、幅広く市民に還元できるようお願い致します。

ところで、教育という観点から一つ、SDGsも今注目されておりますが、これを達成する為、また、給食を極力残さず食べれば川崎市の支出が減り、環境にも川崎市のおサイフにも良い、といった教育を行うことがこれからは大事なのではないですか。勿論、強制的に全部食べろと言うことはナンセンスですが、給食残渣の発生抑制に向けた今後の展望を教育長に伺います。

### ◎答 弁

学校給食から発生する給食残渣につきましては、これまでも堆肥化や飼料化などによる資源化に取り組んできたところでございます。

本市では、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針（案）」が先月公表されたところございまして、教育委員会といたしましても、学校における給食残渣の減量化やリサイクルの取組等を教科等の学びと繋げながら、環境に配慮した生活について子どもたちに気付き、考えさせることにより、一人ひとりの生きる力をのばし、持続可能な社会の作り手として必要となる資質能力の育成に努めてまいります。

◆公園でのルール作りのガイドライン（ボール遊び）について

◎質問①

今年初出場初得点を挙げた田中碧選手や昨年活躍し、今年は、他チームへレンタル移籍してレギュラーに定着した三好選手・板倉選手は、川崎フロンターレの下部組織出身の選手であり、川崎で育った選手がトップチームで活躍する姿は、サッカー選手を目指す子ども達に夢や希望を与えるものです。

対人パスの他、1人でのボールコントロールやリフティングのような基礎的なボール遊びが、育成年代の子どもに重要であり、特に、市域に限られる中で、ボール遊びの出来る場所の確保及びその環境改善は、そういった夢や希望を抱く子ども達にとって必要不可欠なもので、喫緊の課題となっています。

しかしながら、中原区内の調査においてもボール遊び禁止を類推させる看板がほとんど全ての公園に掲げられている中、これら公園全てに対してガイドラインに則ったルール作りや看板の架け替え、関係者を交えたワークショップ等を開催するには、予算面だけでなく、時間と労力が割かれることによる対応の遅れも想定されます。そして、効果的な施策とする為に、優先順位の必要性和手挙げ方式を採用した理由については、一定の理解をする所です。

そこで、まず、手挙げ方式の採用を踏まえた周知の在り方についてであります。この間、各区管理運営協議会・愛護会総会にてガイドラインを説明した後、学校関係やPTA、町内会等への周知を行うとしてきましたが、ヒアリングで要望をしてきたスポーツ団体等への周知が行われていません。

また、学校関係者による地域及び生徒への周知も同様であると考えます。周知後、教育委員会おけるこれまでの対応状況について、教育次長に伺います。

◎答 弁

学校関係者へのガイドラインの周知につきましては、本年10月に開催された、各区PTA協議会や校長会の代表者で構成される、川崎市PTA連絡協議会理事会において、建設緑政局からガイドラインの趣旨等について説明を受けたところでございます。

◎質問②

只今の答弁を踏まえて具体的な事例を挙げて、伺います。この質疑にあたりましては、およそ900名の子ども達が所属致します中原区少年サッカー連盟に加盟する9チームを通じて、普段、各家庭でボール遊びを行っている公園の実情について、特に親御さんに調査をお願いし、現在、およそ7割のチームから頂いた回答を基に作成を行いました。

今回の調査を通じてわかったことは、ボール遊びが公園運営上において実質的に禁止されるまでの過程について、いくつかパターンがありまして、その内容により、対応の仕方も変わると考えていますし、課題点も見えて参りました。

まず、早急に改善すべき課題点についてです。調査の中でも多くあった事案ですが、信じられない事に、ボール遊びを注意した人物が、“学校の先生”であることです。ボール遊びを良く思わない方が学校を窓口として、注意を促した結果、「あの公園では、サッカーをしてはならない」と指導されたと仄聞します。

具体的な公園名ですが、上小田中南公園、今井さくら公園、今井公園、住吉西公園です。この学区のとある小学校では、放課後の校庭開放を行っているにもかかわらず、他の球技はOKとしながら、サッカーは禁止されています。

そもそも前述したように「サッカーはしてはならない」との指導からもボール遊びの定義につ

いて、認識を誤っている可能性があります。また、現地に赴き、この定義に基づいて指導するならまだしも、定義が周知されていない現状からして、一方的に児童が注意されたケースもあると推察されます。

そのため、教員に対する周知は重要です。地域からの窓口となることもまえて、校長を含む教員に対し、特に児童指導担当者を中心に早急な周知及び研修会の実施を図るべきと考えますが、見解と今後の取組について伺います。具体的な取組スケジュールについてもお示し下さい。

さらに各学校において相談が寄せられた公園の事例を把握していると仄聞します。建設緑政局及び区役所道路公園センターとその情報を共有することも必要と考えますが、対応を伺います。

#### ◎答 弁

今後の対応といたしましては、来年1月に開催する校長研修の場において、建設緑政局から、ガイドラインの趣旨等につきまして、説明を受ける予定でございます。

教育委員会といたしましても、来年2月に開催する、小学校の児童支援コーディネーターや中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒指導担当者が参加する「児童生徒指導連絡会議」において、各学校の担当者にガイドラインについての理解を促しながら、児童生徒が、自ら安全を考え、周りに迷惑がかからないようにする等、公共の場である公園を正しく利用できるよう努めてまいります。

公園の遊び方につきましては、各学校において相談等が寄せられた場合には、関係局区との連携が必要であると考えておりますので、適宜情報共有してまいります。

### ■ 一般質問（12月18日）共産党 大庭議員 ■

#### ◆市立高校の居場所づくりについて

##### ◎質問①

市立高校における定時制の生徒の居場所づくり等について、伺います。

我が党は、以前からこの高校生の居場所に注目をし、県内の全日制高校で最初に取り組みされた横浜にある県立田奈高校を視察し、市立高校にも高校生を支援する場づくりをつくるべきと質問をしてきた経過があり、現在の川崎市立高校定時制の「ぼちっとカフェ」につながっています。県内の居場所カフェも形態は一律ではなく各学校の特徴や地域性を活かした取組となっています。

市内では、県立の川崎高校で「World cafe ふうらっと」があり、市立高校では、高津高校定時制が今年の9月から始まり、今年の4月からは、運営団体が変わり、「さくらカフェ」がスタートしました。

そこで質問ですが、他のカフェは、非営利団体などが運営を行っていますが、高津高校定時制の「さくらカフェ」の場合は、株式会社が受けています。選考の経過について伺います。市立川崎高校定時制の「ぼちっとカフェ」と特徴の違いについて伺います。

##### ◎答 弁

はじめに、委託業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、プロポーザル評価委員会による審査の結果、就労を支援する取組や学校と適切に連携をとる姿勢が評価され、「株式会社さくらノート」が選定されたものでございます。

次に、市立川崎高等学校と高津高等学校における取組の特徴の違いにつきましては、本事業では両校とも「相談・個別サポート」、「キャリアサポート」、「学習サポート」の3つの自立支援を主な目的としているところでございますが、川崎高等学校では、教員や保護者とは違った視点や立場から、生徒にアプローチすることができる身近な大人を配置した「相談・個別サポート」を中心に、また、高津高等学校では就職や専門学校等の面接練習や就労を含む様々な相談に対応す

る「キャリアサポート」を中心に、取り組んでいるところでございます。

#### ◎質問②

先週、高津高校定時制の「さくらカフェ」に伺ってきました。授業が終わって、生徒たちが集まり、インスタントの味噌汁やお菓子を食べながら自由におしゃべりしたり、ウノのゲームが始まったりと、みんな明るくなごやかな雰囲気でした。この日は30名ほどの生徒たちがカフェで過ごしたり、立ち寄りたりしていました。生徒さんたちも、二人のスタッフの方とよくなじんでいて、96%の生徒が、カフェに満足しているとアンケートで応えていました。

最初に立ち上げた、市立川崎高校定時制の「ぼちっとカフェ」を開設するまでに、外部の団体と結びついて連携をしてくことへの戸惑いが学校側にもあったと伺います。一人ひとりの生徒が抱える課題を解決していくうえで、外部団体の力を借りるということについて、どう評価しているのか、学校や教職員の受け止め、地域とのつながりなど、課題について伺います。

#### ◎答 弁

委託業者のスタッフが校舎内で事業を実施することにつきましては、当初、スタッフと生徒・教職員がよい人間関係を構築できるかなど、教職員に戸惑いもございましたが、運営方法等について打合せを繰り返すことで、本事業の趣旨への理解が進み、現在では実施時間内において、教職員がカフェで生徒やスタッフと一緒に過ごしたり、休み時間にスタッフが廊下などのカフェ以外の場で生徒と話をしたりするなど、スタッフと生徒・教職員との良好な人間関係が構築されており、生徒と年齢の近いスタッフがいることで相談がしやすいなど、本事業が生徒たちにとって有意義なものとなっていると考えております。

また、川崎高等学校で本事業を行っている委託業者が実施する地域のイベントに、同校の生徒が参加するなど、地域とのつながりも深まっているものと考えておりますが、事業の実施にあたりましては、相談・個別サポート以外の支援の充実や、集団に馴染めずカフェに入れない生徒への対応などの課題があるものと認識しております。

#### ◎質問③

4月から始まって、こうした場あるんだよと、周知をして、信頼関係を築いていく段階にあるのかと思います。他の運営する居場所カフェともネットワークをもって、足りないところなど交流して実践に反映をさせていこうとしているというのもわかりました。これからも見守っていきたいと思います。そこで、他の2つの定時制にも広げていくことについて、伺います。

#### ◎答 弁

今後につきましては、現在実施している両校でのモデル事業を検証し、それぞれの定時制高等学校の特色や生徒の実態を踏まえながら、他校への展開も含め、生徒へのより効果的な自立支援について引き続き検討してまいります。

### ■ 一般質問（12月18日）自民党 原議員 ■

#### ◆小杉小学校について

#### ◎質問①

来年度開校する小杉小学校について質問いたします。

先月は、文教委員会や中原区選出議員に、工事現場の視察が行われました。理事者や工事関係者から説明を伺って、施設のすばらしさに、子どもたちが明るく元気に楽しく学んでいる姿を想像することができました。そこで、来年4月の開校時の児童数について、学年別に意向調査が行

われていると思いますが、現在の状況について伺います。また、意向調査から想定される学級数についても学年別に伺います。また、児童数確定までのスケジュールについて伺います。

**◎答 弁**

はじめに、本年11月に実施した就学意向調査の結果につきましては、新2年生75人、新3年生50人、新4年生51人、新5年生28人、新6年生3人で行いました。

また、この調査を踏まえて想定される学級数につきましては、今後転入予定の児童を含めて、新1年生は4学級、新2年生は3学級、新3・4年生は各2学級、新5・6年生は各1学級を見込んでいるところでございます。

次に、児童数に係るスケジュールにつきましては、11月に実施した就学時健康診断の際に、その時点での新1年生の児童数を把握しておりまして、新2年生以上は、開校時特例措置等による指定変更の手続きが終了する予定の、来年1月中旬までに概ね把握できるものと考えているところでございます。

**◎質問②**

次に、児童数が少ない場合には、地域や保護者などへの学校見学会を前倒しするなど、学校をPRして児童の増加への対策が必要と思われるかと伺います。

**◎答 弁**

今月22日に、特に入学希望者の少ない新6年生の保護者及び児童を対象とした学校説明会を、新校舎を会場として実施し、小杉小学校の教育理念や施設設備などについてご案内し、その魅力を伝えてまいります。

**■ 一般質問（12月18日）公明党 菅原議員 ■**

**◆平和施策について**

**◎質問①**

平和施策の観点から、次世代への継承は重要なテーマです。

従来から、教育委員会に対しては、中学校の修学旅行において、広島や長崎など、平和教育の観点からも、旅行先の選択肢を増やすことで、学習領域の拡大を図るべきと考え、航空機の使用も認めるよう要望してきました。

広島市や長崎市に、過去5年間における中学校の修学旅行として訪問した実績について伺います。

**◎答 弁**

広島市を訪問した中学校につきましては、

平成26年度は7校、約1,200人、

27年度は7校、約1,700人、

28年度は5校、約1,200人、

29年度は6校、約1,300人、

今年度は5校、約1,200人

となっており、長崎市を訪問した中学校はございません。

### ◎質問②

広島市へは6, 600人にもかかわらず、長崎市へはゼロであり、残念な思いであります。

長崎市の平和館には、原爆を投下する目標市のリストが掲示されておりまして、その中に川崎市が入っておりました。びっくりしてしまいました。

是非、長崎市に行ってほしいと思いました。

航空機利用が必要ですが、現在の検討状況を伺います。

### ◎答 弁

中学校におきましては、既に、いくつかの政令市において使用が認められており、旅行先の選択肢が増えることで、学習活動の幅が広がり、より深い学びの場の提供が可能と考えられますので、昨年度から、安全面や費用面などの課題を整理しながら、使用交通機関の取扱いについて検討しているところでございます。

### ◎質問③

この2市に限らず、航空機を利用することで、全国どこでも行けますので、学習活動の領域が格段に広がります。

是非、来年度から利用できるように、生徒のために検討して結論を出してもらいたいと思いますが、教育長に伺います。

### ◎答 弁（教育長答弁）

使用交通機関の取扱いにつきましては、昨年度から、校長会、保護者及び学識経験者等で構成される「川崎市立学校社会見学調整会議」において、委員それぞれの立場で検討していただいているところでございまして、本年度中に一定の方向性をお示しできるものと考えております。

## ■ 一般質問（12月18日）自民党 廣田議員 ■

### ◆文化財及び民俗芸能について

#### ◎質問①

文化財及び民俗芸能について教育次長に伺います。

川崎市民俗芸能保存協会主催の発表会が平成31年2月10日に高津市民館大ホールで実施されます。大勢の人たちに観覧していただければ幸いです。平成29年度に創設された地域文化財顕彰制度に基づき、このたび、地域に根差し受け継がれてきた文化財を広く市民に知ってもらおうと川崎市地域文化財を決定しましたが、制度の対象・決定方法・目的について教育次長に伺います。また、今後の維持管理について助成の方法等についても伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会では、市民生活・市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」に寄与することを目的として、地域文化財顕彰制度を創設したところでございます。

制度の対象となる文化財につきましては、文化財保護法や川崎市文化財保護条例等で指定・登録等がされていない有形・無形の文化財で、歴史上の意義を有するものや、市民生活の推移の理解に役立つもの等を対象としております。

また、地域文化財の決定につきましては、市民団体等からの推薦により候補の選出を行い、教育委員会事務局での資料確認や現地調査の上、文化財審議会の御意見を踏まえて教育長が決定するものでございます。

今後の維持管理につきましては、本制度には補助金等での助成はございませんが、所有者、管理者へ維持管理に関する手引を配付いたしますとともに、教育委員会におきましても、保存や活用に関する積極的な指導・助言を行うほか、地域文化財台帳での記録管理と定期的な現況確認により、適切な保護・活用を推進してまいります。

#### ◎質問②

今年度決定した地域文化財の件数について伺います。また、この制度は、毎年実施していくのか、伺います。

#### ◎答 弁

制度創設後第1回目となる今年度の募集につきましては、本年3月からの3か月間にわたり、広く推薦を募りましたところ、川崎市民俗芸能保存協会をはじめ、市内の社寺や町内会・自治会、歴史・文化財の保存活用に関わる団体等から、67件の推薦をいただいたところでございます。その内、継続調査等を必要とする4件を除き、地域に長く伝わる建造物や絵画、彫刻、民俗芸能など、63件を地域文化財として決定いたしました。

また、地域文化財顕彰制度につきましては、毎年継続して実施し、第2回の推薦募集は、来年4月頃を予定しております。募集にあたりましては、引き続き幅広く制度を周知し、地域に根差した貴重な文化財をより多く御推薦いただけるように努めてまいりたいと考えております。

### ■ 一般質問（12月18日）無所属 月本議員 ■

#### ◆光触媒の活用について

##### ◎質 問

藤嶋先生は研究者としてだけでなく、子どもたちの理科教育にも熱心につとめられています。

藤嶋先生が住む本市の学校が、光触媒の活用を進めることにより、身近に科学に触れている実感から夢をもって学ぶきっかけづくりになります。

そこで、教育機関の施設において、光触媒を積極的に活用すべきと考えますが、見解を伺います。

##### ◎答 弁

藤嶋昭氏におかれましては、平成20年に本市の科学教育アドバイザーに御就任以来、学校へのお出前授業を通じ、子どもたちに科学の楽しさを伝えるなど、今日に至るまで、本市の理科教育の推進に御尽力いただいているところでございます。

教育施設への光触媒の活用につきましては、東生田小学校や東門前小学校の外壁、かわさき宙と緑の科学館自然学習棟のガラス面、川崎高等学校及び同附属中学校のガラスの外装材などに導入するとともに、来年4月に開校予定の小杉小学校校舎の庇のガラス面に防汚効果を高めるコーティング処理を行ったところでございます。

今後につきましても、関係局と協議しながら、こうした導入実績を踏まえ、効果的な活用の方法を検討してまいります。

◆西生田中学校におけるガスバルクについて

◎質問①

まず、はじめに麻生区西生田中学校のガスバルクについて、その後の経過と今後の対応について伺います。

◎答 弁

西生田中学校のガスバルクにつきましては、空調等の熱源であるプロパンガスを大量に貯蔵できる設備でございまして、プロパンガス事業者が配送の合理化等を考慮し、設置したものでございます。移設につきましては、地域の方々の要望をプロパンガス事業者へ伝えておりますが、移設の可能性について回答がないものでございます。今後につきましても地域、学校と調整を図りながら、継続してプロパンガス事業者と協議してまいります。

◎質問②

このたびのガスバルクの移設はその立地上の危険性から求めるものですが、一方において、災害時における熱源としては評価されています。現在、体育館への冷房設備の導入について各方面から要望が相次いでいますが、本バルクが利用は出来ないのか伺います。

◎答 弁

プロパンガスにつきましては、災害時における復旧が容易とされていることから、避難所における熱源の確保として有効なものと考えております。

体育館への空調設備の設置につきましては、電気、都市ガス、プロパンガスなどのエネルギーの供給源の選択を含め、既存の体育館への空調設備の設置に係る課題等を整理し、関係局と協議するとともに、国や他都市の動向を注視してまいります。

◎質問③

現在、国が進める冷房設備の補助金817億円の活用について、本市のように普通教室への設置が完了している自治体には体育館を含む特別教室への活用が出来ないのか伺います。

◎答 弁

国の平成30年度第1次補正予算において創設された臨時特例交付金につきましては、その趣旨として、近年の厳しい気象条件に対応するため、熱中症対策としての空調設備の整備の推進が掲げられており、主に普通教室への空調整備に対する補助として、817億円が計上されたものでございます。

本年10月17日付けで文部科学省から依頼のあった、臨時特例交付金の活用可能な事業についての調査におきましては、教室を中心に学校施設全体が対象とされ、本市においては、14校における特別教室の空調設備の設置等について回答したところでございます。

◎質問④

再度伺います。

臨時特例交付金の適用範囲に体育館への冷房設備は含まれるのか伺います。

## ◎答 弁

現時点では、文部科学省から当該交付金に関する交付要綱等が通知されていないため、体育館への空調設備の設置が交付対象事業とされるかについては明確となっていないところでございます。

## ■ 一般質問（12月19日）みらい 岩隈議員 ■

### ◆市立高等学校改革推進計画について

#### ◎質問①

平成28年度第4回定例会、29年度第4回定例会に引き続き、1年ぶりの質疑となります。

この間、平成19年策定の第1期市立高等学校改革推進計画に引き続き、第2期市立高等学校改革推進計画の予定が未定だったために、高津高校の取組が全く位置付けられておらず、第1次の検証もなされていない状態でした。昨年、同様の質問をしたがゼロ回答だったために、今年は必ず策定に着手するよう求めてきました。

まず、これまでと同じ質問になりますが、第1次検証をどのように行い、何を課題として見出したのか伺います。また、見出した課題を、今後策定予定の市立高等学校改革推進計画の第2次計画の中にどのように反映していくか、方向性について、具体的な工程を含め伺います。

#### ◎答 弁

第1次計画の検証につきましては、市立川崎高等学校附属中学校の第1期生及び第2期生にあたる川崎高等学校2年生及び1年生、並びに同校定時制課程で、昼間部及び夜間部の二部制を導入後、4年間学んだ最初の卒業生に対してアンケートを実施するとともに、各市立高等学校の校長に対して、ヒアリングを実施いたしました。

その結果、川崎高等学校における中高一貫教育校としての体験的・探究的な学習や国際理解教育など6年間の継続した教育活動の充実、及び高等学校からの入学者への支援、高津高等学校におけるICTを活用した学習活動やキャリア教育等の充実、定時制生徒の自立支援の充実の必要性、及び定時制課程昼間部の志願者数増加に伴う、夜間部の募集定員に対する欠員の増加への対応などの課題があることが認識できました。

これらの課題を踏まえ、第2次計画の策定に向け、来年4月頃に検討委員会を設置し、夏頃に計画策定の方向性を取りまとめ、秋頃までに計画案を策定するとともに、パブリックコメントを経て、来年度中に計画を策定する予定でございます。

#### ◎質問②

ハード面の整備について。市立高等学校改革推進計画に位置付けられていないため、高津高校の方向性についても不明瞭な点がありました。第1次計画では、「普通科を存続することを基本とします。なお、第2次計画を具体的に検討する時期に、中高一貫教育校など他の学校の評価等を考慮し、これらの学校の設置についても検討を行うこととします。」と記載されているが、高津高校の中高一貫教育校の可能性について伺います。

また、既存の学校整備として、トイレの改修やグラウンドの整備、また障害をお持ちの学生が入学することに伴うエレベーターの設置などバリアフリー化を速やかに実施するよう2年ほど前から求めてきました。どのように対応されているのか伺います。

#### ◎答 弁

中高一貫教育校につきましては、6年間の弾力的な教育課程の編成による効果が認められているものの、現在、高津高等学校は、「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備工事中であり、大

規模な増築や改築は予定していないことから、当面、同校への中高一貫教育の導入は難しいものと考えているところでございます。

校舎の改修につきましては、平成29年度から設計に着手するとともに、今年度から4箇年の工程で、普通教室やトイレ、職員室等校舎内の改修を実施することとしております。

今年度につきましては、すでに渡り廊下の改修を完了しており、来年1月には、1系統のトイレ改修及び、障害のある生徒への対応として実施したエレベーターの整備を完了する予定でございます。

また、グラウンドにつきましても、ダスト舗装などの整備を行い、水はけの改善を図ったところでございます。

高津高等学校につきましては、第2次計画の重点校として考えており、次年度以降も、学校からの意見・要望等を踏まえ設計を進めるとともに、着実な整備に取り組み、生徒にとって安全で快適な教育環境となるよう努めてまいりたいと考えております。

## ◆教育委員会の不祥事について

### ◎質問①

次は、教育委員会における不正会計、不祥事について伺います。代表質問、12月7日の文教委員会でも議論した内容です。

教育委員会側の不祥事としては、職員が教育委員会OBが在籍している川崎市スポーツ協会へ領収書の付け替えを複数回依頼していること、業務完了報告書に職員3名の押印があるにもかかわらず、本当は誰もチェックしていなかったこと、会計室に対し、本来減額しなければいけなかったにもかかわらず、目的外支出の金額を含んだ、いわば虚偽の書類を提出していたこと、議員からメスが入るまで事実を隠蔽していたこと、また、議会の調査に対し、全く問題がない、ノウハウを持っているのはスポーツ協会という虚偽の報告をしてきたこと、最後に結果として、我々議会、議員は、誤った決算情報を基に平成29年度の決算認定をさせられたことです。

これについては、12月7日の文教委員会で当局に事実確認をしたところ、そのとおりですという答弁が返ってきております。また、当日の文教委員会で新たに判明したことは、これ、事案発覚前になりますけど、不祥事を起こした教育委員会職員は、今年度、係長級から課長級へ昇進していたことです。この職員に対する処分は、文書訓告というA4のペーパー1枚だけの注意でした。公金の取扱いで不正を行い、その事実を議員が発見するまで隠蔽し続けた職員の処分としては、処分量定の標準に記載されている懲戒処分に該当するものと考えられます。弁護士等に確認しましたが、文書訓告は、これから気をつけてくださいね、ということで、処分については、比較的軽いということです。一方懲戒については、これまで、犯してきたことに対するペナルティの意味合いが強いということでした。

領収書のつけかえを行い、事実を隠ぺいし、議会は教育委員会からの誤った情報や資料で、誤った決算認定をさせられたにもかかわらず、この程度の処分は理解に苦しみます。また、社会通念上、道義的にも、不祥事発覚は事後とはいえ、不祥事を起こした職員が昇進し、この程度の注意喚起では、市民の理解は到底得られません。一罰百戒の観点からも、処分については再考すべきと考えます。なぜ、この程度の処分としたのかその理由と、処分を再考しないのであればその理由を、教育長に伺います。

### ◎答 弁（教育長答弁）

処分についての御質問でございますが、本事案の処分につきましては、厳しいご意見をいただいているところでございます。教育委員会といたしましては、予算執行のルールを逸脱した大変不適切な事務処理であったと重く受けとめているところでございます。

しかしながら、私的流用はなかったこと、本来、本市として支出すべきではない費用の支払い

がなかったことなどを加えて、総合的に判断しまして、懲戒処分には至らないと判断したところでございます。本人やまたその管理職につきましては、その処分を申し渡すにいたしまして、本来やってはいけないことをしまったということ、また、やるべきことがしっかり行われていなかった、このことを強く反省するようということと厳しく申し渡しをしたところでございます。

また、市民の皆さまの信頼を損なうという大変遺憾な行為であったということとございまして、このことにつきましても厳重に注意したところでございます。このようなことがないように、教育委員会といたしまして、一丸となって再発防止に努めてまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

#### ◎質問④

今回の教育委員会の不祥事については、市長も記者会見でも市長は厳しい見解を述べられていたが、教育長の任命権者として、今回の不祥事と組織改革に向けてどのような認識をお持ちなのか伺います。また、処分については、社会通念上、道義的にも理解に苦しみますが、市長の見解を伺います。さらに、我々議会は先の決算議会において、結果として議案第132号平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定については、誤った情報や資料をもとに認定したことになりました。

本年4月には、地方自治法が改正され、「決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備」が位置づけられるなど、自治体の事務執行の適正を確保することが、昨今、国においても強く議論されています。以上の観点からも議会への情報提供や議案を上程する際には、正確な資料を提出するよう再発防止を求めたいと思いますが、対応を伺います。

#### ◎答弁（市長答弁）

言うまでもないこととありますが、公務員の職務は市民からの信頼の下にのみ、成り立つものでございます。

今回の一連の事案は、教育委員会のみならず、行政への信頼そのものを崩しかねない大変な事態だと認識しております。

そのために、まずは、教育委員会自らがしっかりと内部統制をして、市民の信頼を取り戻すことが重要だと感じておりますので、市長として厳しい目でチェックしていきたいと考えております。

処分につきましては、任命権者である教育委員会が総合的に判断したことでございますので、直接的なコメントは差し控えますが、今回の事案を教訓として、重く受け止めるとともに、教育委員会のガバナンスの強化を図るよう、教育長はじめ、関係職員に厳しく指示したところでございます。

議会への情報提供等につきましては、議案を審議するにあたりましては、行政からの正確な情報提供が前提となっているものと認識しております。

今後の各局区等における議会への情報提供にあたりましては、再発防止に向けて、必要かつ正確な資料を提供するよう、徹底してまいります。

### ■ 一般質問（12月19日）共産党 片柳議員 ■

#### ◆教育文化会館、労働会館について

##### ◎質問

教育文化会館のホール機能はカルッツに引き継がれましたが、労働会館ホールでも、川崎区の児童生徒のみなさんの利用が想定されます。川崎区の児童・生徒などが創意工夫を発揮して、演劇や音楽・ダンスなどのイベントで様々な演出をしたい！と発想しても「労働会館のホールでは

対応できない」となってしまいます。将来の川崎の文化を担う子どもたちの成長のためにこうした環境で本当にいいのでしょうか。設備・機材の大幅なリニューアルの実施や、本格的なリフォームの検討について、どのように受け止めているのか、教育次長に伺います。

**◎答 弁**

これまでの教育文化会館の大ホールでは、川崎区内をはじめ、近隣の学校が数多く利用しておりましたことから、大ホール閉鎖後、労働会館ホールに開催場所を変え、合唱や演奏会などの学校行事も行われております。

設備や機材の改修等につきましては、川崎区における市民館機能の移転に関する基本構想を取りまとめているところでございますので、様々な利用目的に応じて、快適に施設を御利用いただけるよう、建物の状況などを踏まえた整備に向けて、引き続き関係局と連携した検討を進めてまいりたいと存じます。

■ 一般質問（12月19日）公明党 山田議員 ■

**◆学校施設の安全対策について**

**◎質問①**

学校施設の安全対策について教育次長に伺います。

防火シャッターについてです。

近年の防火シャッター等の安全装置不備や故障による事故が相次いだことを受け国は建築基準法を改正し、防火設備の専門的な検査基準と資格者制度を導入、平成28年6月より防火・防煙シャッター、防火扉などの防火設備の定期点検報告が制度化されました。そこで、本市学校施設における防火シャッター等の実態と管理状況について伺います。また、これまでに事故等の報告はあるのか伺います。

加えて、防火シャッター等を使った避難訓練は行われているのかも伺います。

**◎答 弁**

はじめに、防火シャッターの設置状況につきましては、小学校は63校に417基、中学校は20校に93基、特別支援学校は4校に46基、高等学校は4校に75基、合計91校に631基でございます。

次に、防火シャッターに関わる事故につきましては、過去3年間において、学校からの報告はありませんでした。

次に、避難訓練につきましては、火災を想定した避難訓練において、児童生徒や教職員が自分たちの避難経路を理解するとともに、防火シャッター等の設置場所や通過する際の注意点についても確認を行っているところでございます。

**◎質問②**

今回の法改正では、防火設備と消防設備については、それぞれの点検・検査の範囲が区分されています。火災による被害拡大を防止するため、消防設備とともに防火設備の両面での点検が不可欠となりますが、今後の見解と取組を伺います。

**◎答 弁**

防火シャッター等の防火設備の保守点検につきましては、従来、建築基準法に基づき、3年に1回の建物点検において、設置状況について目視点検を実施してきたところでございます。

平成28年度の建築基準法改正により、年1回、機器の作動状況について点検することが法定

化されたことから、本市におきましても、防火シャッター等に関し、専門的な知識と技術を有する資格者による適切な点検の来年度からの実施に向け、現在、関係局と協議しているところでございます。

### ◎質問③

続いて、教室の窓ガラスの安全対策についてです。私は、平成21年の第1回定例会で子どもたちが一日の多くを過ごす教室の窓ガラスの6割近くが危ない状況にあると指摘。そこで、窓枠が外れやすいスチールサッシをアルミサッシ化に交換すること、普通ガラスをスクールテンパーなどの強化ガラスに替える、その他、飛散防止フィルムなどを提案してきました。これまでの進捗状況と、取組を伺います。

### ◎答 弁

はじめに、窓のアルミサッシ化につきましては、軽量化により校舎の耐震性が向上することに加え、スチール製のサッシについては、老朽化による腐食や変型により落下の危険性があることから、順次、改修を進め、平成25年度に全市立学校の交換を完了したところでございます。

次に、窓ガラスの飛散防止対策につきましては、校舎の窓ガラスについて、平成24年度から飛散防止フィルムの貼付に着手し、現在、対象となる115校のうち102校の対策を完了したところでございます。

未実施の13校におきましても、平成26年度からの概ね10年間を第1期取組期間とする学校施設長期保全計画に基づく再生整備において、強化ガラス化等を実施する予定でございまして、平成35年度前後の完了を目途としているところでございます。

## ■ 一般質問（12月19日）みらい 織田議員 ■

### ◆特別支援学校の高等部への進学について

#### ◎質問①

特別支援学校の高等部への進学について、何点かお聞きしたいと思っております。これは、地元の中学校の特別支援級の3年生に在籍する保護者から相談を受けた案件です。あくまでも当該生徒のどのような点が、受入れが不可となったのを明らかにすることで、将来同じような肢体不自由児が、中央支援学校を希望する際に無駄な時間と労力を使わなくて済むように、今回の事例を整理して後輩に活かしていただきたいと、そういう保護者の思いであります。ちなみにこの生徒は脳性麻痺と、療育手帳と身体障害者手帳を持っている中学3年生の子どもさんであります。

障害を併せ有する生徒が、在籍する中学校を通じて高等部の進路希望先を伝えた後で、具体的な志願相談の前に、その事実上の是非の判断を行っているかと伺います。教育委員会はどのような内部手続をもって、その事実上の進路の是非を判断しているのか教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

障害を併せ有する生徒の進路選択に関わる対応につきましては、生徒一人ひとりの障害の状況と、これを踏まえた教育的ニーズに最も適した指導を提供できる教育課程はどの部門であるのかという視点で、中学校が進路指導を行っているところでございます。

神奈川県内の公立特別支援学校の知的障害教育部門への志願につきましては、「中学校・特別支援学校進路相談連絡会議」が6月に実施する第1回志願希望者調査の内容をもとに、7月に開催される同会議において、全県の知的障害教育部門の希望者の状況が集約されております。

この後、8月の第2回志願希望者調査を経て、志願資格の確認を行うための「志願相談」を、9月から志願を予定する特別支援学校高等部で行うものでございます。

知的障害教育部門を志願する者で、志願資格の再確認が必要な場合には、「中学校・特別支援学校進路相談連絡会議」の関係者間で情報共有を行い、中学校における適切な進路指導に活かしております。

本市教育委員会といたしましては、具体的な志願相談の前に志願資格に関する判断はいたしておりませんが、高等部は義務教育ではないことから、要綱等入学選抜に関わる日程やルールを定め、中学校に必要な事項を周知するとともに、学校長からの相談に対し、助言を行っているところでございます。

#### ◎質問②

ちなみに、中央支援学校高等部には、身体障害を持っている子どもさんが14人在籍しているということであります。志願相談の前に進路決定に必要な判断は実施していないという答弁でありました。それでは、同時期に志望校を変更するよう当該中学校に対して、指導や要請を行った実態はあるのか、ないのか伺います。次に、特別支援学校高等部に進学するにあたっての中学校の役割と教育委員会が認識している現状の課題について教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、具体的な志願相談の前に、中学校に対して、志望校変更について指導や要請を行うことはございませんが、当初見学した特別支援学校が、生徒及び保護者のニーズに合わないという相談を学校から受けたことから、ほかの特別支援学校の見学について助言したケースがございました。

中学校における進路相談の課題といたしましては、特別支援学級の指導経験の浅い教員も多いう中で、生徒の障害の状況を踏まえて、高等部で行われている教育課程を説明するなど、よりの確かな進路指導が求められているところでございます。

今後につきましても、中学校に対する情報提供や研修の在り方に工夫を加え、学校への必要な支援に努めてまいります。

#### ◎質問③

6月に実施された第1回志願希望者調査から9月の志願相談に至るまでに、教育委員会が当該生徒の個々人の特性や家庭状況をどのように配慮して、保護者・生徒が進学先を決定するに至る、どのような支援を行ったのか教育次長に伺います。

#### ◎答 弁

教育委員会といたしましては、志願希望者調査において、生徒の希望校の他に、手帳の有無と等級、居住地や最寄りの交通機関等を把握しておりますが、志願希望者調査から9月の志願相談に至るまでの期間は、各学校で進路指導を行っており、教育委員会から生徒及び保護者に対して個別に支援を行うことはございません。

しかしながら、学校からの相談等につきましても、必要に応じて助言を行っているところでございます。

#### ◎質問④

事実確認を実は昨日の夜にも保護者にもしましたし、もう一度やり取りの中身も確認したのですが、どうも答弁とニュアンスが合わないんです。少なくとも、7月の中学校・特別支援学校進路相談連絡会議の時点から、中央支援学校に志願相談を受けさせることを認めないとの指標値が教育委員会でなされているんでね。間違いなく。先の答弁で志願相談の前に、志願資格に関する判断はしていない。あくまでも助言を行ったとのことだけれども、これは助言なのか、指導なの

か、受け取り方は微妙ですよ。さらに特別支援学校高等部の進路指導、進学については、生徒が在籍する中学校が責任を持つべきものだ、さらに中学校における進路指導の底上げが課題なんだと答弁しているわけですよ。今回のケースは、志願相談、この志願相談をクリアしないとそもそも受験の機会を得られないわけですよ。願書がないわけですから。その志願相談を受けさせるという事を認めないとする、教育委員会の助言に対して保護者の意向に則して中学校長が抵抗して頑張っ、なんとか志願相談につなげてもらったケースなんです。そもそも当該生徒が身障手帳を持っている事実のみ、外形的な評価で中央支援学校の進学を不可と判断をしたのではないかと勘ぐってしまうんです。ただ身障手帳を持っている子どもが実際に在籍していますよね、中央支援に。保護者が求めた志願相談及び志願相談に基づき志願資格がないとした一連の会議、経過がわかる議事録等一切情報公開によっても、提出がされませんでした。これは、提出されないということではなくそもそも記録がないだろうと私は思います。記録がないという事に教育委員会の意思が見え隠れしてしまうとそんな風に私は感じてます。親と生徒の希望に寄り添った対応が、なぜ出来ないのか。中学校の特別支援学校高等部への進路支援が不十分と思えば、具体的な困難事例にどうして教育委員会がきちんと介入をしないのか。また、この答弁調整の折に高等部の進学に当たっては、個々の家庭状況が加味、勘案されることはないんだと、指導要領にある学習環境が優先的に判断されるという事を、自信を持って私に説明する担当者の方にも、正直私は閉口しました。本年だけでも、今裁判になっている医療的ケアが必要な児童の学籍問題の事案、またせっかく実現した医療的ケアが必要な児童への配置をされた非常勤看護師がその契約時と待遇状況が異なるということから辞任を申し出ている事案、さらに私の地元のある小学校で学年、学級崩壊に関わる事案、さらに今回のケースといずれも当事者・保護者への説明責任を十分に果たさない、果たせないことが根本の原因と思わざるを得ないんです。当該児童生徒・保護者に寄り添いながら、最終的に納得が得られなくても、少なくとも教育委員会の誠意は理解をいただく努力、そういうことを教育委員会事務局に求めておきたいと思います。特に指導課、さらに特別支援教育に関わる部署にとりあえず強く求めておきたいと思いますけれども、教育長に見解をいただきます。

#### ◎答 弁（教育長答弁）

今、お尋ねの件につきましては、詳細を存じておりませんので、詳しく調べまして、担当課にしっかりと話をしたいと思います。

### ■ 一般質問（12月19日）公明党 沼沢議員 ■

#### ◆公園の注意看板について

##### ◎質 問

公園の注意看板について伺います。

これからの周知に関して、子どもたちへの注意喚起を徹底させる必要がありますが、教育委員会の取組を伺います。

##### ◎答 弁

各学校では、日頃より公園で危険な遊びや周囲に迷惑をかける行為をしないよう、児童生徒に注意喚起しているところでございます。学習においても、公園などの公共施設を利用する活動を通して、安全に、正しく利用すること等につきまして指導しているところでございます。

教育委員会といたしましても、小学校の児童支援コーディネーターや中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒指導担当者が参加する「児童生徒指導連絡会議」等において、適切な遊び方の指導をするよう周知に努めてきたところでございます。

学校関係者へのガイドラインの周知につきましては、本年10月に開催された、各区PTA協議会や校長会の代表者で構成される、川崎市PTA連絡協議会理事会において、建設緑政局からガイドラインの趣旨等について説明を受けたところでございます。

今後の対応といたしましては、来年1月に開催する校長研修の場において、建設緑政局から、ガイドラインの趣旨等につきまして、説明を受ける予定でございます。